国会審議中野党共闘と市民の力で4度目も廃案に!

盗 聴盗撮 ・スパイ潜入で内心 の自由に 侵害、 現代 0 治安維

持法

新版

「危険

共謀罪法案

2017年5月 共謀罪法案に反対する会 違 憲違法 の法案、 冤 罪も生む、 般市 民も処罰 0 対 象 に

はじめに

1929 H 治が

昭 和 4 年 3 3 月 月 5 5 日 B 命が (1) 議会で発言 けで治安 7 維 1 持 く用意 法 と死刑 導入 た手 12 稿 反 対

刺殺

され to

問 8 对 する議会質問 内 容

拷 治 (1) 不 不法監禁に 屈な精 神 は 今に大きく な 0 ~ 生きて

11

an H (D) 4 オントマ

1

3

0)

東

京オリンピッ

ク

0

た

D

は、

実

す

クリア

(

主 1/1 義 3 玉 1 第 際 組 4 織 既 犯 遂 罪 段階 防 I 条 約 が 原 則 0 だ 締 から 結 条 件

(5) (4) 見 え な 11 内 心 を当局 がどう P 0 ~ 判 断 0

を

D

(3) 2

処

罰 でに 年後

は

罪

刑

法

定

(6) 对 象 民 団 体 (極 って 限 \$ 定 一目的 する」と 加 一変す うが れ ば 処 罰 0 对 象 VI うが 誰 75 判

断 60

(7) 8 法 安維 案 0 持法と共 名 称 謀 変 罪との 更を巡 0 「共通点 7 矛 盾

が

3 弾圧体 験者 の証 -

寺 [IX 宮 沢廸雄 津見房子さ 谷トキさん 本勇さん 沢 弘幸さん ん「娘 戦後も引き続き警察 「借りた『 「 1 2 月 8 裸 で " の前 逆さ吊り 蟹工 でズ 日 朝 船 口 ごを持 F " 0 ス 監視 F を引き裂 にされて竹刀で…」 ンと音 が 7 いるだ が く拷 戦 する表戸 前 け 問 カコ ら約 を開 2 Ш 本 9 年 け 宣 間 治 ると… が 札 幌

第 4 部 えん罪 事 件に よる死 刑 4 虐 殺 0) ケース

2 横浜 事 件

1

非戦

論·平等主義者

幸徳

秋

水

0

大逆

事

件

- 敗戦間近の言論弾圧
- 3 「共謀罪法案」 は 見えに < VI 冤 罪 を 生 4 やす 保護 VI

思

想

犯

観

察

法

資 お 料 わ 4 1 治安維 持法、その目的 遂 行 罪予 防 拘 禁、

れ 0 共 中に位置しています。 謀罪法案 は 戦争法 (安保関 連 法 制 続 VI て九条を中心とし た 憲 法 改 悪 0 流

てしまおうとする法案です。治安維持法 くに戦争 現 その後はどうなるか、 代 0 関連法に反対する勢力を一網打 治 安維 持 法とい 歴史が示している通りです。 h る当法 案 は 導入の時もそうでした。 尽 に押さえ込んで反戦平和の声 見え ない . 「内心 段 階 一度導 カコ を抹 入さ 玉 殺 れ る

ません。 せん。「等」が実にくせものなのです。マスコミ等、とくにテレビ報道は肝心な 「テロ等」の「 等 12 0 1 7 角虫 れ 7 VI

查 to 4 月 2 なくはない」と述べました。 1日の衆院法務委で法務副大臣 は、 共 謀 罪 0 処 罰 0) 対 象 に 般 人 捜

す 現在 が完結 野党は統 す るまで、 し て市民と共に反 輪を維持する決意でいると思います。市民と共に反対しています。かつてな てな VI 幅 広 Vi 共 闘 0 輪 7

努 共 謀 罪法 てい 案に反対する会」 と思 ま も輪の 端くれではあ りますが、 当 # 子を飛ば

続

2017年5月15日

「共謀罪法案に反対する会」代表 小松豊

利

3 月 5 命 から H 6 治 安 維 持 法 死 刑 導 入 12 反 対 L 右 暹 D 刺 刺 3 n to

一起 月 1 2 京 9 8 都 れ子た は氏共 2 日府 12 宇 産 8 娘党年誕治 全 1 生市 0 1 未国 出 0 月 身 成大 2年弹 1 0 圧労 9 Ш 農 2 本 0 公三 党 官 9 衆へ 判 0 な 議昭 五院和東 事 聴 議 4 算十件員 る一時年 0 た の代 月 80 札 Ci 幌 (札 H 1 to 0 しには 被 去 浙 告し 去 1. to L 8 0 ま 久 8 津目 L 9 見的 た 房は 明 子 享治 氏同 年 2 年 4 13 3 0 月 年 L

一皇 て京で久三のそ燈き し津 。勅 まかた見一令 親五 事 翌 上母子事後 年 。八件承 9 会た子拷で議 会 9 は拷 年 `問と 命治の取入いの 5 衆 は様調帝 国改議 Jan Jan 院傍 憲悪 0 子 葡萄 法 E. 官 阻 K 委 止 部の -(" 員 す 違る 全法た 80 裸 ----にのの治 Z 実下安 t 熊準維 を備持 3 暴で法 L 露 L L 11 たそ 5 す ° (1) 3 めた反死 め対刑 3 で質導 し問 X け た。 7:

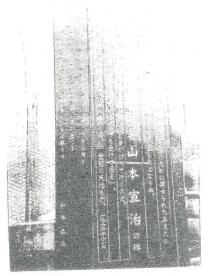
9 (1) よ目 0 都 B 旅 館た 京 ま不国し房の一認 にの山氏間の 訪場 本は で宣そ な `子 7)3 第 京 -神 3 団拷 問 田 のの神で前 実保証で 態 H 田丁 5 0 追 光 及棠 VI 館 す 3 旅 5 た館 D 12 に宿 6 歳 泊 2 0 L 男 9 議 の年 会 短 3 月 12 5 通

主

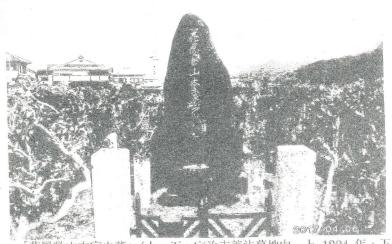
-

刺

Z



「・・・・ああ、偉大なる山本宣治の碑」



「花屋敷山本家之墓」(上。下:宇治市善法墓地内. 上 1994 年。下 2017 年撮影)

昭 和 4 年 3月5日、 議 会 で発言 すべく用 意 した手 稿

Ш 本 宣 治 は 発 言 に 先 立 0 て、 治 安維 持 法 に た VI す 3 態 度 を 手 稿 0 形 Ci 次 0 よう K

古 D 7 VI ま L

配 対 VI L 即 階 を て、 ち 唱 第 級 0 明 るところ 労 兇 0 確 働 暴 態 な 者 な 度 認 る 0 0 識 農 武 第 器 民 と認 戦 0 0 前 闘 態 衛 識 的 度 を し、 11 殺 賛 害 7 革 成 な方 L 0 命 よ 階 的 うとす 級 な 向 的 態 を 憎 度 辿 る支 悪 で るも に あ 配 燃 る。 0 階 え 級 る ٢ は、 to れ 0 反 は 治 0 動 0 安 的 Ł 治 維 テ る 安 持 口 立 維 法 IJ 場 持 あ ズ (法 < 4 あ を ま 12 る 7 た 支 反

質 た 0 的 D か な 0 カン 方 治 る 白 安 to 0 維 < あ 持 3 る。 法 4 12 12 中 た لح 反 対 洞 略 L す 察 て、 る ٢ を \$ 階 0 to 級 を 0 的 含 た 立 to to 場 to 0 カン 0 カン 5 0 ら、 反 立 対 場 前 す を意 衛 る 支 0 味 持 が す 0 る。 観 > 念 だ 0 而 第 け to で、 前 0 態 支 衛 度 虐 西己 0 殺 階 本 0 級

死 的 カン 12 < 闘 0 争 如 を き、 推 しすすめ 資 本 家 0 地 て行く。 主 政 府 0 暴 0 ことを恐 虐 12 B 拘 n 6 ず、 現 在 無 0 產 ブ 階 ル 級 3 0 戦 \exists T 闘 的 的 独 分 裁 子 政 は、 治 遂 決

F ま A 行 後 Ш (0 0 末 本 経 目 ま 永 宣 済 的 す < 治 的 0 ま 続 諸 た 0 す 不 変 8 < こと 果 に 屈 動 敢 な 計 12 を、 な、 精 よ 画 神 さ 0 ささ 解 て、 は れ 放 た B 今 戦 VI to 線 カン 12 よ 0 な当 大 が を 11 きく よ、 拡 悪 冊 大 Ļ 悲 子 な 法 発 0 慘 治 7 強 行 な 安 化 者 生 生 維 き す 持 は 活 る 心 7 12 法 カン VI 突 12 0 ると 至 5 落とされ あ 切 0 0 て、 た。 望 共 、これ に、 L だ 7 た とこ U が 事 K ま から L 恐 す。 3 カン 怖 决 0 IJ す 70 1 そ た T る 口 0 田

数 地 分 は 0 中 方 離 察 で 5 日 反 0 裁 0 暴 本 あ L 動 首 め、 判 留 力 共 内 る 謀 置 産 を K 閣 者 决 場 よ 党 遂 は とい 行 12 る 事 12 \equiv L Ł 拷 件 拷 5 8 問 0 問 ٠ 名 ____ お とデ を た でも 般 き、 to 五 8 的 12 ツ 事 0 つて十 12 入 7 チ 件 検 上げ は し、 挙 浴 を 無 を 0 年 کے 罪 運 事 開 < 始 以 0 動 実 0 1) 下 結 上 あ 0 す 五. 読 果、 げ る な る 年 ~ 書 11 今 る 為 以 き 0 to 未 上 \$ 自 0 違 曾 に 0 0 法 0 由 有 重 P t を 0 0 不 刑 長 検 事 逞 剥 举 件 0 < 奪 百 0 V 7 日 を 徒 L を ツ あ 以 発 を テ 年 さ F へて 表 L て、 ル 位 7 触言 することをえ そ を 0 廻 不 貼 \$ 0 1 で そ 逞 1) 0 な \$ 0 0 0 to 事 取 行 0 て、 た 件 調 為 各 ~ ま 0 を

to 1 术 4 1 0 op 5 13 \$ 0 L. 殆 L 問 題 12 敢 な 6 13 3 1 \$ 30 0 C. \$ 猶 今 現 12 監

n

を

釈

放

L

to

VI

حل

11

5

比

類

13.

老

虐

待

を

行

L

-

急 政 は 策 13. 遽 力 力 け 唐 (1) 突 3 必 n 自 然 ば 12 的 13 色 発 恐 表 6 布 13 怖 現 L 0 1 政 11 Ł 治 あ る。 即 11 8 5 ち、 敢 行 とは す これこそ 3 TE 2 8 0 12 底 は 治 12 深 資 安 11 維 本 家 陰 持 謀 法 0 地 から 改 吅 È 悪 0 去 込 独 裁 主 を 政 n 緊 急 治 -遂 20 勅 合 行 3 (0 0 B t To 0 7 って、 do 0 万

拂 K 熱 Quest Service X 7 orland or 質 M 容

質 間 0 中 当 局 0 拷 問 例 を 举 げ 帝 围 憲 法 F 2. は 故 不 法 -(1 あ 3 とを 追 及

11 t 寸

6 # を す n -(诼 3 混りに んだと云 さう 1. 於 きま 建 5 --6 取 0 L C (訓 洗 被 1 告 几 1 所 従 L 7)3 i 事 浴 な 室 19 0 L 1 to ま 0 Sp な 刑 L t B 事 5 せて、 は な 福 津 処 10 10 IF. 雄 竹 前 冬 L IJ は -(-労 0 IN 殴 働 寒 3 空 0 者 人 間 -だ 12 其 7)3 真 は 混 6 裸 北 -(琢 凝 ---四 館 海 當公司 道 0 0 察 Ŀ 0 這 署 50 労 O 12 12 這 働 3 於 運 O 1 3 動 到回

う 年 云 5 血 5 せた、 液 n 0 7 尻 が 7 た 床 其 道 逆 を を舐 さう 具 印门 流 膝 は VI L 0 て、 上 て、 めさ 12 例 7 さう 走 せ 石 「もう」と云 ^ ば た。それ を置 1) 廻 L 鉛 < 筆 6 7 悶 を せ た で三、 絶 或 指 と云 d は 0 へと云うて 間 る 足 迄 を 5 兀 12 + 打 縛 挟 例 口 み、 から 0 0 て、 ち 「もう」 涿 t op 或 館 0 ま 5 逆 は 0 1) さ 此 裁 カン と云 督 ま L _ 判 K 角 0 迷 7 置 現 は 天 形 12 井 れ 陥 せ、 0 柱 カン 7 3 迄 或 或 5 0 参 5 上 1) 竹 は は 12 ま 其 頭 5 刀 下 坐 床 L (12 げ 哀 を 6 座 7 せ n 舐 布 な 寸 8 な 顔 用 る 3 娑 12 71 縛

居 K 又 0 当 付 7 る 生 お 司 爪 け て、 前 法 0 を た 方三 係 剥 B 人 が 竹 人、 治 間 L 刀 で 安 は 7 苦 殴 几 係 何 る。 人 کے 時 痛 殺 11 to を 与 或 L 腕 顔 た 節 見 は ^ る、 所 胸 0 知 強 VI (1) と云 手 F 0 VI を当 司 高 人 は 間 等 5 やう ててて 係 引 が 受 其 (な 肋 は け 処 T なく 実 骨 ^ 呉 来 例 0 n 7 L から 上 云 て、 を る 到 擦 5 3 P って 昭 泥 処 棒 5 和 15 K 昏 B あ 0 甘 掏 は る。 迷 摸 粕 12 だ 此 陥 を カン 取 相 取 n 5 調 手 調 る う 12 ~ ~ 12 0 或 W 当 7 任 ٢ は

0

親

戚

0

中

に、

政

治

的

所

見

を異に

L

た為

に栄誉

あ

る

貴

族

0

籍

を捨

7

7

其

0

所

信

12

忠

B

る

کے

ふやうなことを云

5

7

B

0

た。

当

局

0

極

8

7

重

職

VI

居

5

れ

る

方

(

其

方

得 け (す 等 え は は 実 語 は な \$ 擦 3 あ 6 聞 7 又 12 カン あ な 0 る 九 る あ 方 行 其 絶 其 3 る 11 0 為 + る た 余 K 女 L 取 7 0 り、 12 七 之 to 7 被 た 居 لح 調 斯 パ 告 証 3 る 現 面 ~ VI 関 5 1 只 な 拠 辱 0 5 12 今 0 今 反を 最 セ が 鮮 8 札 0 申 L 各 た 7 申 1 け 湮 血 を 中 幌 は 所 L 暗 当 1 た L 滅 12 此 KZ 12 12 た 澹 B を 局 -さ 染 7 取 於 於 被 於 た 占 が げ ま 告 け う n 調 7 け VI る to 如 ま た 其 な 5 n ~ る から 3 此 る 何 L P لح る 被 裁 其 拷 0 共 裏 う 如 た 告 K UN 衣 官 判 事 産 問 面 0 せ 実 な S 服 吏 実 党 0 0 0 12 無 6 例 P 例 0 カン + 如 を 裁 攻 は 產 n 12 5 ___ 5 五 き 係 判 D 階 関 拷 受 3 な 点 12 官 は 12 犠 級 カン 問 が け な 私 遭 L 0 牲 0 7 を کے 残 る 7 は 名 何 0 と、 で、 受 は そ 兎 0 娘 当 を 処 た 其 全 H 7 12 が 举 n 12 人 日 血 無 角 部 た 其 居 を 傍 げ 於 7 產 吾 責 久 話 見 横 母 聴 7 7 0 階 津 任 を た 7 親 L 申 to K Ш 級 淚 は あ 見 聞 から 腸 0 ま 其 警 لح 飽 3 氏 そ V. 0 を 見 11 L 取 保 政 迄 事 0 7 n 断 7 た 7 調 局 生 治 此 実 証 居 が 居 から 7 長 0 ~ 命 的 現 思 K 言 る 何 る 居 0 0 迄 自 代 基 は 裁 処 U 前 処 弟 或 3 と を づ 第 判 由 を 夫 0 12 0 置 石 尽 社 VI 3 官 to 於 人 を 田 L 0 < 之 会 た 部 た。 当 な 0 弁 英 を 12 陳 そ < 被 護 な 獲 於 n 沭 消 或 告 得 言 郎 人

員 居 る 8 は ると云ふことを 必 ることは 要 「政府 は あ とし 1) 出 ま 来 ては せ ま 申 世 ぬ」と答弁し め。 只 L 今 述 Ш ~ 随 7 本 0 て存在 君 私 たし。 0 0 述べ 質 問 せざる事 以上 られ を 撃 の出 ま 0 実 切 L 典 た を ります。」 --前 事 Ш 提とし 実 本宣治 0 あると云ふことを これ て之に対 全集』(汐文社、 12 対 して所見 秋 断 田 を C 政 1 述ぶ て認 府 9

委

直 治 0) 不 屈 な 精 神 は今に大きくなって生きてい

7

8

年)

第

五

巻 5

1

0

р • 5

6

4

5

6

p_o

大 阪 宇 治など各地にいくつか「山宣会」が あ り、 毎 年 碑 • 墓 前 祭 が 行わ れ 7

ます。

象 わ え 層 が カン な 玉 0 会 何 n 人 でも ば に カン 考 上 E え 思 5 程 カン され 直 反 んでも 0 す 7 対 か VI 0 7 入 to る 声 VI る りかねないことや、内心(思想・良心) 方 から L れ 挙 々 _ t, げ 共 ま 5 せ 謀 、「わ ん。 れています。「東京 罪 法 からな 案 とりわ は V1 け 現 代 「テロ等」 という方 0 治安 オリンピ 維 々も法 0 持法 等 ツ とい ク 案 の自 成 0 12 わ 中 功 由 よ れ、 味 0 を保 って 為 が 多分 は に 障 刑 は 野 して 罰 P 0 to 階 対

違法 る憲 思います。 法 の法案であることが 0 みならず、現行 尚 世論 調査結果も百パ 確認 0 「既遂段階」 され れ ば、 ーセ 現 12 ト信用できないという声 在賛否が拮抗 お ける 「罪 刑法定主義」にも L てい る世論 もあ は りま 反する違憲 変すると

す。

①3年後の「東京オリンピックのため」は、 口 実

る。 立し る 的 倍 権 そ 候 のた やめ は 偏 の時 過去 区では、 7 補 白 7 退職職員も危惧している。 いな の勝 8 る市 ろ! してい は 3 打倒 に 口 利 民進 け 廃 小小 民 日 " " 案に と野 る」と、 本 ればなら のために自分も頑張る 0 党候 異 L で 運 を捨 党 のオ かないが、 なった時と現在で 動 補者 0 と共 て大同 共 巷で言わ な リン VI の当 闘 に、 公共 F° 0 衆参 選 成功 ツ K 来 れている。「安倍様のNHK」などと辛辣な声 クは 国民の声に耳を傾けようとしない、暴走する安倍政 放送局は、「安倍チャンネル化(政治報道などに限定)」、 のために立候補を辞退した候 つく」という大人の度量が求め る衆院選が が 3分の2以上 は比 カギとなる。 予定されてい と宣言した政党・元候補者がい 較 になら 勝 負 0 ここにきて、 の場に 議 なか な 席の VI ほ 0 いなる。 たか ど、 ある与党を倒すには らだ。 補 手ごわ その られ が 平和を守 1 ために る。 VI る。 本 来 る。 な 札 るという目 政 66 は 幌市 ぜ 権 その統 な カコ t 進 ら、 6 安 独

"

ば れ V う他

な

え 明 根 ば、 7 そこ 拠 to は 出 で首 あ 1 ス L る ラ 7 相 0 1 4 カン 12 る 聞 全 テ 体 0 け 口 カン る を 0 敵 IJ to 今の ス 0 視 1 な す とこ ら聞 る は F 東 ろ、 ラン 京 VI 7 才 4 プ IJ 根 た 大 拠 ンピッ V) 5 統 L 領 クを 東 とゴ いこと 京 ル L 才 リン フ場 は カコ じか 聞 こえ to で二人が 0 ツ 7 理 力 こな 由 が テ ス 0 丰 11 壊 口 0 12 す 1 と宣 L 狙 わ ツ VI 言 n 7 声 る

る。 間 た 狙 to わ あ 接 狙 7 う対 る。 n 12 あ る スラム人は 象 その行為に る 敵 対 が 対 象 勿 は す 12 論 る な 0 きり 9 1 正当化はできな テ ス か しても主に 口 L ね ラ リスト」 て な 工 VI VI ル 0 12 る 政治 テ 援 そ とい V) 口、 助 れ 的 L C うよう B 又、 あ た 狙 こと 殺 VI る 対 が 人は VI なデ あ 象 か は 無差 る。 容 は ? タラメ・ 認 誰 別 民族 (でもどこでもよ きな テ ·宗教 ロにし 無責 V) 任な主張をする人 分紛争に ても狙 当 面 か 6 力 よ 0 う た 理 るテロ 玉 5 由 0 入 VI が to う 玉 直 禁 あ 0 接

Lo 止 ツ 才 0 クで黒 IJ 大 統 E 領 人金 令 ツ が ク 0 出 メダリス 場 n (考え 1 が 5 n 表 ることは 彰台 の上で拳を突き上げて抗 何 か。 過 去 黒 人 差 别 議 から 激 したのは L VI 時 あ 0 2 才 た。 リン

さ

とく

15

空

港

では

混

乱

L

7

VI

るとい

う。

n 勿 論 る کے テ 下 口 な (向 は な 11 た 1 又、 لح が あ 表 彰 0 た。 式 0 才 金 リン X ダ Lo IJ ツ ス ク 1 0 が 場 自 で 玉. は 0 せ 玉 VI 家 ぜ が VI 流 そう n L 玉 た 旗 抗 が 議 揭 で 揚

杯 普 だ 诵 0 玉 安 倍 民 首 12 は 相 は そ 他 れ 12 どん 以 E 思い なことを 当 た 想 5 な 定 い。 L 7 そ VI 0 る 程 0 度 だ 3 0 は う 共 カン 謀 罪 0 必 要 性 は

出

精

3

来ない。

首 相 は 答 え る義 務 が あ り、 答 え 7 VI ただ きた 11

②すでにクリアしている「国際 組織 犯罪 防 止条 約 の 締 結 条 件

旨)とい 首 相 は 「条約 う。 そ に n 批 は 准 嘘 L C た あ VI る。 が、 共 当 条 謀 罪 約 3 法 案 4 条 が 1 成 7 項 は L てい 自 な 玉 VI 0 玉 カン 内 5 法 (き 0 な 基 本 11 原 (則 VI る

な 従 どの って、 当 条 玉 必要 際 約 的 0 な 5 経 措 条 済 は 犯 置 をと 罪 金 12 る 銭 対 的 応 とな 利 す 益 る そ 条 0 約 0 7 他 で 11 0 あ る 物 12 0 質 T 调 的 ぎ 利 批 な 益 准 11 条 を 直 件 \$ 接 12 لح 又 共 to は 謀 لح 間 罪 7 接 は フ 含 K 1 得 ま T B 3 n た 7 暴 8 VI 力 な 寸

う

to

0

0

あ

る。

ツ 力 玉 • 連 は 多く 1 ジ 0 t テ ツ ク 口 対 防 策 止 0 防 た 止 条 8 約 0 条 を制定 約 L 1 7 9 11 9 る。 7 年 例えば、 0 プラ ス チ 1 ツ 9 力 7 1 爆 年 弹 防 0 止 11 条約 1 3 な t

主

要

1

3

0

条

約

から

あ

る

策 年 犯 VI 罪 る。 K 0 H 立 テ 本 防 法 止 は 2 口 条 措 資 そ 0 約 置 金 n 0 を 提 5 7 締 义 年 供 す ~ 結 処 15 0 は 罰 は 7 7 き 可 子 法 0 備段 能 を 条 7 VI 制 約 0 る。 階 を締 あ 定 る。 カン 6 結 L 2 た 処 0 L 罰 が 1 する 0 4 玉 て、 年 内 法 15 法 共 律 は B 謀 整 B 改 罪 制 IE 備 定 0 法 7 L 律 7 処 11 る。 が 罰 11 なくても る。 範 井 例 十 二 などを拡 え ば 分に 国 2 際 大 テ 0 1 組 口 0 対 織 7

玉 安 は 倍 首 僅 相 カン 2 は カン 世 界 玉 0 1 1 ル 8 ウ 7 力 I 玉 ٢ が ブ 批 ル 准 ガ IJ 7 ア 11 る 12 ٢ 過 VI ぎな 5 が VI 共 謀 ここでも 罪 を 新 嘘 設 を L 7 0 批 准 7

(3) 処 罰 は「罪刑 法定主 」の第4「既 遂 一段階 しが 原則だが…

る。

般的 に二人以上の 犯罪 0 場合は、 次のような順 を踏 to

4

- (1)共 相 談 計 曲
- 実 行

7

備

淮

備

4 未 遂

(5)

既

遂

例 外 کے を VI 除 う。 11 7 現 刑 法 12 お H る 逮 捕 . 処 罰 は (5) 段 階 0 4 (あ そ n を 罪 刑 法

よう 捕 VI 部 な . 3 分 心 処 罰 が を 0 · 見 な 0 き 今 な カン に る 口 け 問 あ n ば る L 題 な 内 12 VI 5 心 う な な \$ 0 7 憲 11 0 0 法 0 Vi る あ 百 0 言えば 共 時 る 謀 そ 罪 第 2 法 n 1 に 1 案 は 条 9 条 は 1 証 項 拠 1 思 から カン 表 想 必 5 及 要 4 現 U ま 0 0 自 良 あ 0 0 由 心 る 0 が 段 L 自 階 0 由 特 0 衝 K あ 突 0 1 0 見 2 7 t) え 免 0

逮

主

n な

な

断 7 さ 2 る。 れ 0 段 7 階 切 れ 12 to 味 用 が 問 だ 悪 題 " < が L な あ な 0 る る た 0 0 日 だ (常 ろう 新 L 銀 行 カン VI 包 0 丁 た A ま P T ナ M 0 p た 1 to フ 郵 を 0 便 U 買 局 な B 0 どの た。 な そ 預 n 金 to カコ 恣 5 意 引 的 き 出

判

④見えない内心を当局がどうやって判断?

うる 遂 書き) な 行罪 方的 共 0 7 謀 が出 で、 を 罪 る。 想 展 (法案) 起 開 来 だか 応 す す ている。 る。 証 れ では当局 拠 ば ら、「お前の 対象者 6 よ だか い。だから、 き 5, は to (警察・公安 天 0 あれは、こうこうし それ 井知 8 用 意 な 誰 らずにな りに でも対象にできる。戦前 てお 検察等) 口達者 った。 くことにな でな かじ が 既にデッ け 恣意的 かであ る。 n ば なら チ上 る の治 判 ない。 げ 断 と我 安維 0 てよ 田 提 持 調 引水的 訴 書 法 いことに B 0 目的

一応、証拠らしきものの収集にも力を入れる。

器 取 0 種 す 馬主 多 1) を 家 ると 付 秘 車 様 H 会議 で非常 て出 に あ 5 設 室 た t 置 入 12 り、 り 発 0 事 で、 達 務 0 裁 様 人 所 子を伺 判 2 7 衛 K 0 VI 車などに な る。 星 0 を利 0 6 0 てい 7 電話 年 用 VI カコ 密 る 5 る。 や電 カコ 樹 12 7 視 0 施 盗 子 位 庁 錠 聴 X が 置 が 器 情 全 大 ル B 切に 報 な 力 玉 を得 どの メラ 都 な 道 る。 る。 府 な 盗 県 聴 どを設 12 令 車 状な 通 12 設 置。 達 は 置 を出 く取 車 を 狙 中 盗 う者 聴 1) 0 付 会 器 け 話 は 類 違 盗 7 近 は 尾 聴

空 港 0 地 通 F 街 な 0 Fi 類 は 0 T 他 X 12 IJ 力 道 P 路 日 等 本 0 外 静 12 1 to 衛 要 星 所 (要 全 所 7 12 丰 監 視 t 3 力 メラ チされ を てい 設 置 7 あ E る

カン ら車 0 ナンバーも見えるという。

又、 場合によ って は 当局 0 スパイ を秘 かに 潜 入させる。

n を侵 確 認 するが しては 、憲法21 ならない」とある。 条に「検閲 警察など当局は守らねばならな は、これをしては ならな V) V) 通信 以後 0 秘 密 裁 は 判も

裁 判 になるとなれば、警察官・検察官は証拠らしきも の収集に一層力を入れる。 考えられ

る。

時間 又、 が 一調 来たら裏口 書 通 りの返答を得ようと取り から出して、そこでまた口実をつけて捕まえて入り口から入れる。 調べは長引く。 勾 留時間 が決 ま って

取り調べの時間はたっぷりとれる。そうした過去の証

一歩手前 ところに の手法が あ る。 ある。 例えば、である。

2

子

0

弾

圧

証 L

0

察

には拷問

の繰

り返

をやれば

1) り調 どうでもよくなって、 と警察の道場に連れ出され" 柔道の技 べは 毎 晚 眠 い夜にする。 意識 うん" が 朦 といってしまう。 朧としてくる。 をバツバツかけられる、 眠 又 0 でやが 根性 てや を鍛えてや など。万が け に な

視 カメラは、 例えばコンビニの内外、 あ るいは街 路 ·地下街 通路にも設置する。 一、血血

痕

が付

たならその

衣

類は

隠

すか、

焼

却

する。

言が当

な る。 な VI って され それ る 7 が 0 バ シー 既 か。 る。 12 暗く恐 侵 今でさえ監視社 66 害も に VI 含 耳 社会を許してし 4 あり、 息苦 会だ 障 L 子に لح VI 社会だ VI 目 ま う あ 0 0 9 た。 が " プ 0 市 そ 時代を既 ラ 民 n 1 は が バ 日 更 1 常 12 12 1 強 11 保 ち 迎 化 えて され 護 ち 0 VI 法 意 ること 律 識 は どう 7 VZ 層

W だ 5 だ から、 後 に そ n 例 え を 細 ば カン 秘 く裂 カン に VI 連 7 絡 飲 L た み込んだ。 VI 場 合、 戦 X 前 E を に あ 路 Ē 0 たことだ。 0 手 渡 L 受 け 取 0 た う。 X は 読

うこ

とに

な

る

な 4 に、 戦 前 0 特 高 0 手 法 は 戦 後 0 数 察 • 公 安 などに 引き継 が れ た کے VI

(5) 対 象 を 極 め て限 定 する」というが…

引 (き 地 戦 継 下 前 が 活 0 n 動 戦 を余 中 今日 儀 戦 12 な 争に最も命がけで反 到 くされた。 0 7 VA る 労農党 対 が 合法 L 弾 的 圧 K 5 活 れ た 動 のは てい 共 た。 産党で そ 0 あ 伝 0 統 た。 は 戦 非 後 合

対 象 法 は 1 極 9 8 2 7 5 限 年) 定 とは、 K 基づい 今日 て検 0 挙 日 や検 本 共 東 産 を行 党 0 0 あ た。 る。 特 别 高 等 警 察 (特 高) が 治

安

0

法 律 は 直 接 に 戦 争 反 対 0 用 語 は な VI to ろ、 天 皇 制 B 資 本 主 義 体 制

あ た

結 社 を 玉 組 体 織 若 又 L は < 情 は を 政 知 体 1) を 7 加 変 革 た 又 3 は 者 私 は 有 + 財 年 産 以 制 下 度 を 0 懲 否 役 認 又 す は る 禁 錮 12 を 処 E す 的

る 主 前 を 義 は 者 な う。 お さら 7 す は 5 前 者 実 に、 社 必 玉 現 要 会 から 体 主 7 民 1 す K ~ 応 義 主 は 7 U 主 は 天 VI 7 る 12 て受 義 皇 労 お 社 制 玉 VI 働 Ф け 会 地 て自 取 私 0 11 域 質 天 る 有 社 7 皇 は 由 財 会 量 制 ま から 産 だ を 制 保 K 打 な 応 障 倒 度 VI う。 VI 5 U L 0 は n 7 後 受 者 後者 資 7 H 11 は 本 な は 社 主 生 会 義 H 失 業 n 產 主 制 力 者 義 度 ば 0 な 0 . 0 高 > 11 共 6 な 度 な L 産 な で VI VI 主 発 平 義 あ 達 等 る そ を 社 無 0 会 前 そ 意 政 提 府 味 0 L 共 変 主 Ci す 産 義 は 革

民 反 す 戦 地 12 る 争 反 反 2 対 対 故 す は る 明 弹 治 圧 さ 憲 7 あ 法 n 3 15 0 た。 根 あ る 拠 天 لح 皇 な 0 0 宣 た 最 戦 講 た 3 和 権 0 限 権 限 Ci あ B 統 0 た 治 権 当 な ど 時 は K 反 H 中 L 戦 争 玉 B 策 植

٦

کے

捕 後 3 安 n 死 刑 維 手 る 持 1 が 導 法 0 5 あ 12 入 0 さ 制 る。 な 1) 定 n 時 騙 さ 検 対 象 束 n 対 ・検挙 は 7 象 は は 11 な 極 林 5 数 D は 多 な 7 喜二 天 限 井 定 知 0 して 本を持 らずに VI る な 0 0 7 کے た。 いるだ 0 ことで 今回の け あ 共 0 0 謀 た 罪 般 が 導 0 入 制 to

定

埭

⑥市 民団体であっても「目的が一変すれば処罰の対象に」というが、誰 が判 断

?

K 相の辞任問題に なる」 平和で民主的な組織やグループであっても「目的や性質が一 (旨) もなった。 2月27日金田法相が委員会審議で言い出し、審議は空転 変すれば処罰 の対象

答弁。 覗く警察等が恣意的に判断することにな 対象になる。 又 処罰対象は「ライン」やフェイスブックなどのSNS全般が含まれ ンター いずれにしても、 ネット 全般に及ぶ 誰が何を根拠に 危 険 も出 る。 てきた。 判断するのか。 。となれば、 広範囲な一般 れも結 局 ると 内 t

なり、「対象を極めて限定する」ということと大きく矛盾することになる。 たがって、 判断 次第では多くの 平 和 的、 民主的 な市民団体やグループも対象に

⑦法案の「名称」変更を巡って、矛盾が

初政府が出した がなかった。 「組織犯罪処罰法改正案」(「共謀罪」法原案) には、「テ 口 0

した。 3月10日、「テロ」の文言をめぐって法案の根本目的が二転三転し、審議は空 政府与党に深刻な混迷が起きた。修正案では 「テロリズム集団その他の組

織的 現在、 '犯罪集団」が「共謀罪」の中心になっている。 法案で問題になっている点を列挙してみる。

- ①テロリズムの定義が不明確な点。
- ③当初、「テロ」に「等」がついていた。「等」とは何かという点。 ②組織(集団)の定義 (範囲) が不明確 な点。。

そこで、関係者などに聞いてみた。

結局のところ、「警察が『テロ』の危険あると決めつければOKなのでしょう」 「テロなどの準備行為かどうか、誰がどのように判断するのでしょうか、と。

ういうことになる。 (三澤麻 |衣子弁護士『憲法会議』2017年3月459号)。普通に考えるとそ

の飲み会も入る。 又、「組織的犯罪集団」の「集団」の定義の問題もある。 酔って冗談で言ったことが、 周囲にいた人が勘違いして警察に通 集団ですから、 同窓会

警察のことだ。 報 L たら、「御 用だ!」ということにもなりかねない。 恣意的判断の権限を持 った

あ 執行(実行)段階では、「等」や「付則」のところが狙いの本命・本丸ということが った。 等」については、いうまでもなく何でもかんでも入る。これまでの法律やその

「等」は実にくせもので、要注意である。

⑧治安維持法と共謀罪との「共通点」

第 1 制定経 過 団体規 制、 処罰段階 (時期) に於いて。

(大正11) 年、「過激社会運

動取締法案」

が提出され

たが、

対

象が

常に広く、結社までの形にいかない大衆・社会運動まで取り締まる法案だったので、 反対運動を受け て廃案になった。

され 法案と比較 挙対象者は天井知らずになった。 その後 すれ 1 925(大正14)年に提案された治安維持法 ば処罰の範囲が限られ、法としての「出来具合」も良く見えて制定 成立す ると死 刑に改悪されるとともに、 目的遂行罪が は、3年前 12 導入され 提案 された

関 あ 0 る。 与 政 を 府 П 要 案 提 件 起 n は 2 が L あ 第 ま n 7 1) 7 乱 VI 0 共 用 \$ る 広 通点 を 共 防 VI 謀 罪法 処罰 止 す 案 ることと 範 囲 \$ だ そ 0 0 た 経 た、 0 過 を改 12 と言う。 類 め、 似 準 ところが 治 備 安 行 為 維 L 持 組 あ 法 織 る。 制 定 的 時 犯 2 罪 0 同 集 0 3 様 寸 0 年

to る点 0 第2. で、 であ 団体 共 3 謀 罪 す 0 犯罪 な to 犯 わ ち、 準 罪 準 備 段 備 治 段階 安 階 維 0 持 行 0 行 法 為 為 0 カコ 目 5 カン 5 的 取 規 9 遂 制 行 締 罪 ま よ な 0 うと どは 0 対 処 象 てい 罰 12 段 しようと る。 階 時 その点 期) 7 かで・ を 共 早 通 8 3

治 第 安維 3 持 適 法 用 は、 範 井 共 0 産 拡 党 大 に 12 対 於 す VI る て 適

る。

などに 拡 大さ れ 7 0 た。 用 カコ 5 始 ま った。 その後、 次のような団体 個

宗 共 教 産 党 寸 体 周 辺 大 寸 体、 本 教 労農党などの 価 学 合 天 法 教 的 無 産 政 党

創

理

丰

IJ

ス

1

教

など)

- 体
- 文 化芸 術 寸

学会

政

団体

を一 が

府 0

処

井

拡

網打尽にできる点でも共大され、範囲が不明確に

罰

他

落書き 雑誌 企画院などの政府機関 編 集 者

研

究 団体

通し な 0 治安維持法を拡大適用すれ

ている点である。

反

第3部 被弾圧体験者の証

次 の5名の弾圧体験者の証言を生年順に紹介します。

久津見房子さん(1890) 「娘の前でズロ 治が札幌に」 1 ス を引き裂く拷問で、 山本宣

刈谷トキさん (1906) 「借りた 「蟹工船」 を持っているだけで」

寺沢廸雄さん $\begin{pmatrix} 1 & 9 & 0 & 7 \\ 0 & 0 & 7 & 0 \end{pmatrix}$ 「 1 2 月 8 ると…」 日朝、 ドンドンと音がする表戸を開 け

土本勇さん(1907) 「戦後も引き続き警察の監視が 間) (戦前から約29 年

宮沢弘幸 (1919) 「裸で" 逆さ吊り " にされて竹刀で…」

■久津見房子氏(1890年生まれ)

「娘の前でズロースを引き裂く拷問で、山本宣治が札幌に」

る が から、 晚 いってました。 ってしまって、 警察 見られたものじゃないですよ。"白っぱくれるからよ、 12 いて、 (牧瀬菊枝著『久津見房子の暦』) はだかにして捕縄で殴られたところはミミズばれになってい 札幌 (大通り)刑務所に送られました。 顔は紫色に腫れ上 ざまみろ

娘 の一燈子さん to 母の拷問について、こう述べて 1 、ます。

水 5 本 鉢 VI の酒の空瓶が、朝の白々として陽の光を受けて転がっていた。 ま 0 中 通 に、 り抜 燃え残 けて来 0 た道場の片隅 た黒 い炭のかけら、白い の光景が私 の心を引いた。そこには大きな角 灰がうず高く、そのま 私はそれに わ りに

目 を尽くし をやったとき、急に胸さわぎをおぼえ、 たのに 相違ない。(略)" あのときは体中がぶくぶくになりま きっと母 を取 り囲 んで残虐 L 0 カン 7 ぎり

まるでか 人 に 語 ったところによると、 ぼちゃの腐 ったようでした "と母が後でいうのを何度か聞 66 裸にされ、竹刀や捕縄で殴られて、 いた。(略) 頭 も顔 B

体 は あ お 中 りま 紫 母 さん 色 せん。 12 12 腫 n 対 上 す その後、 が る り、 特 高 この 下ばきは 0 拷 間は、 拷問 鮮血にそまった は 国会の すさまじ 場 11 (問 to のであったことは 題 "とのことです。 にされ ま た。 疑い 母と子島 0 余地

淮 党 0 立 カン 備 治 ら当 安維持法が天皇の勅令で死刑に改悪され、 場 0 カン た 選 8 5 3 L 1 た京都 9 . 1 2 5 8 年 事 0 件での 山本宣治代議士は、 札 幌に 拷問 わざわざ足を運んでいます。 の実態 (違法性)を暴露 翌年 そ の衆議院 0 後 の事 予算委員会で死 後 その時 しますが、 承 認 議 のことを房子 会で、 その 刑 労農 事 反 前 対

さんは、

こう語

っています。

として、 ですよ。 でズロ そ 0 年 このことを大きく問 それで山宣さんがわざわざ札幌までみえて、婦 ス 0 を引き裂いたことを暴露する意味もあって、 秋 カン ら公判が 始まりました。 題にされ、 世間 その間に山宣さんが 12 知られるようにな 私が 人に対するひ 公判で みえま 0 た あば した。 どい W です。 VI 拷 た 拷 問

それらの方 7 女被 をこ そ 如 「久津 き、 0 告 0 被 月 7 取 告 0 8 私 見房子の 日 鮮 調べの官吏か 0 は 証 血 1 5 々も面 当 0 拠 12 予算委員会で、 日 染ま が 12 傍 暦号 な を背けたというような例すらある。」(『今も生きている治安、 *** 湮滅されたとい 聴 る衣 る娘 しま ら受けて、 が、 服 L 0 た 母親 が、 Ш 点 本宣 それ が うようなことで、 あ の見ている前 残 治 る は ってお を見て腸 婦 質問 人 0 ったが、 被告は、 をしま を断 12 おいて、言語 その つ思い L それ た。「札幌 その調べの最中において、 話 が をき を 何と L 処とも た。 VI に絶した辱 に 7 お また、 VI け る なく消え る裁裁 裁 その 判 判 問 0

維 持法』治安維持法犠牲者国家賠償要求 同盟、 1 9 7 0 年)

政 いことでした。 府 戦 当局 前といえども、 は、 眉をひそめ 当局 拷問 は、 ひそかに 事 は合法行為 実 を否定しま 0 この は L あ 男の口 りま たが、 せ もは を封じ込まねば N で やそれ L た。 苦境 は否定しようもな に立たされた と思った

日 の夜、 この追及 山本宣治は の約 1 カ月後、 宿泊していた東京 改悪勅令が国会で事後承認された1929年3 の旅館で右翼に刺殺されま L た。 享年4 月 5

います。

以 後、 国会で特高 による拷問 は取り上げられることはありませんでした。

0

歳

刈谷トキ氏(1906年生まれ)

「借りた『蟹工船』を持っているだけで」

蟹工船』を退院後に読もうとそのままにしておいた。退院後、家に持ち帰 まだ読んではいなかった。 氏 は20歳頃、北大病院入院中に看護婦さんから借りた本、 小林多喜二著 ったが、

加者約20 lix 谷さん は、 0 19 人)で、次のように 88年10月23日の第4回札幌民衆史講座の市民集会 (語 0 た。

たら りた本 いうんです。 ていうんだ 早朝、 (『蟹工船』)や葉書、めぼしいものをとって"あとで署に来てもらう" お前 5, の娘さんが治安維持法にひっかかった "といって、 着物や肌着のはてまでみんな調べました。父が " 6 人が泥靴のままドヤドヤと入ってきました。 66 トキです "といいますと" お前の品物はどれとどれだ" " " お前 看護婦から借 何だ 0 " 名 前 は 7 何

と言い残して行ってしまいました。

も何 りま から好きな と書け ま 持法といわれてもなんのことかわからず、 翌月のある日、 やっと刑 の音沙汰もなく待たされ、手洗いにいくにも警察がついてきま せん 12 というので、その通り書いたら帰してくれました。 事がきて、ニヤニヤ笑 人が というと、 始末書をかけ "と言われました。私は" 何を書いたらいいかわか 出来ても嫁 9時までに札幌署に行きました。ところが、午後 お巡りさんの方で"もうこれから悪い本は読みません、 にいけないだろう "など、話がいくらでも続いて、 いながら 66 ただ心配で泣きたい 毎日何をしてるか ,, 気持ちでし した。 4時半すぎて 66 不具者だ 治安維 た。

ても to カン る。 なかか 父にその話をしましたら 書 そん った VI ては な んです。 の書 けないのに いたら何に使われるかわからない。 "バカ、 " と言われました。ただ帰りたい一心で、考える力 いい本か悪い本か読んでもみないで何がわ 少しくらい痛い目にあっ

その後、

特高に見張られるようになりました。いつ頃からか、「令女界」

が出

33

7 いた少女向 け雑 誌に随筆などを投稿 していたら、 そのことで又引 っ張 5 n

兄 が が 心 矢 配 者 を L て、 L てい 私 は ま 東 L 京 たの 0 姉 で、 0 刑事 家 に行 に見張られ くことに L ていては兄の信用にかか まし わ 3

受けました。 言わ 東京 れ何 で結婚 の為 かわ L ま かりませんでしたが、 したが、 また 刑事 が 尋 とにかくここでも特高 ねてきて 44 旦 那に黙っててやる に尾行や監視を لے

ボ 夫 くるな カン で、 よっていた聖公会教会の牧師さんが の満 ーン奏者 そこでちょうど夫 けられているようだから気をつけなさい " と言われ 手 州 慰 紙 問 でした。 は と思い、腹立たしい気持ちでした。 公 開 演 封 され に 満 の仕 つし 州 7 元の大連に行っていました。 しょについて 事 VI ま の都合で神戸へ行くことになりましたが、結果は した。これ てい ったのですが、 " きま ではどうにもならな 内地で何 した。 昭和16年の頃、その教会に かして来たのですか、どうも そこで半年くら 夫は、 藤 66 原 いということで、 満州まで追って 歌 劇 VI 寸 た 0 F った頃 口 口

ました。 来 ていた将校さんが この戦争は負けるから早く帰った方が良い と言って

7" 近 ませんでした。 1年生の長男とヨチヨチ歩きの次男と赤ん坊では配給の食べ物だけでは乳も出 かでしたので、いろいろ不自由でした。 私 どうにもやりきれなくなって、防空訓練の時に近所の奥さんと" は、 とか、 熱河丸に乗って神戸港へ入り、 赤い 子供達も空腹をかかえて水ば 物を外に出すと"スパイだ 東京の立川に行きました。もう終戦間 洗濯物を外で干そうと思っても" かり飲んでいま 22 と言われたり。 した。 休校だった小学 こんな敵機

さ から 人やって来て 」 され 東京に来るなら、 お た 子さん3人では んですね。 ちょっと来い, と言われ、署まで連れていかれました。 子供を助ける訓練をしてくれればいいね お 木 りでし よう "と話したんです。 そし たら、 ほ んと。 警官が2

張 られて行くと、 男に 兄ちゃん、 警官に"さっき何を言った" 赤ん坊たのむよ。すぐ帰ってくるから "と言 と聞かれましたが、何のこと って引っ

親 でした。 匹や三匹 カン わ (すか からず黙ってい 5 の餓鬼はすぐできる 生めや殖やせよ というと" ると 66 この そんなに子供を助けたい " 23 というのに、折角生ま 非常時に、 というのです。 そん な者、 私 は唖然とし カン 麦粉5~6回 れた子供が死んでもいい とい て何も言えません うの こね C 66 れ それ ばニ は

なんて、と思いました。

悲鳴をあげながら、 ゲラゲラ笑いなが 裸 N 0 は でした。 同 そのあと、 我 然 慢できる 0 私 私 をサ 、署内のことですが、 は 次 0 ーベルで叩 ら時 々と ですが、 子供 巡 間 つぶ への心配は 口 背骨 き、 カン ら戻 L その の続く中で、サーベ 0 ゴ 8月 ってくる警官 先 リゴ つのるばかりでした。 0 0 暑 リに 背骨をゴ VI 時 は 悲 0 でした リゴ 輪 鳴をあげ ル 0 の見 中 リや 0 に 7 舞 立 な る モンペを着 って、 V V W では をうけま で す。 卑がいる ただ 口门 した。 な れ カン ませ け n 0 ろ 0

寺沢廸雄氏 (1907年生まれ)

12月8日朝、ドンドンと音がする表戸を開けると…」

いうべき、 1 9 41年12月8日、 日米開戦にともなう非常措置 理由なき検挙が全国的に始まった。 一予防検束 ・拘禁―である。 弾圧の極致とも

ドン 成 た (を挙げた »(旨)と放送し出した。とうとう始まったかなと思っていると、 0 1 の警官が家の周 2 に ドンと表戸を叩く音がするので外に出てみると、4~5人の特高 月 眼をさまし聞 8日 朝 0 5 時 りを取り囲んでいた。 いてみると、 頃 まだ薄暗 かったが、ラジオで軍艦マーチを放送しだし 66 日 本の 私はそれから札幌署に自動車で運ばれ、 海軍航空隊が真珠湾を攻撃し、大 と 1 0人

位

仕切りされた小さな部屋に入れられた。

留 う特 大沼らも 車 を 置 -で 小 樽 知 誰 一場は 高 0 K 7 が が に連れ 満 札 現れ いる 拘 員だ 幌か 束されたのだろうか、 7 のだろうか、 った。 ら来ていることが判っ ていかれ、小樽署 出てこい "という。 と色々思いを廻らせていると、顔 の留置場に 理 由 た。 は すると、また車で札 なんだろうか、僕が キリス 入れ **卜**教 られた。そこで初 関係 の人も入っていて、 幌駅まで行 見 東京に行ったこと 知 りの 8 て、岸、 福 成とい き、 列

0 と考えた。 居ずらいことだろう、 方が 妻 は 気 に 出 それ 産 カン 間 カン 際だったのでどうしたろうか。 0 よ りも、 た。 組合 仲間 (当時、 の者はどうなっ 道 全 評 0 事 たろうか 周 務 所 井 カン 0 5 何 方 66 を調 は 非 どうな 玉 べるの 民 " 0 か、 たろうか と言 など わ

ば らくは 何 0 取 調べもなくすごしたが、 年明けから、 夜11時ころに 出て

کے 7 C 来 来 面 今に分るようにしてやる "と言って、" いと言 う。 手で前に突き出していると、疲れて下がる。すると、ピシリと背中を殴る。 てい るか分っているか わ れ 少しでも下げると、この竹刀で殴るぞ, という。 て行くと、道場のような所で2~3 " と言われたので" この椅子を持って水平に上げ 少し 人 0 特 も分らな 高 らし 椅子の足をも 11 き人物に 23 何 0

違 明 元 7 1 に戻すまで殴り続ける。しまいには、足払いをかけて投げ倒して足で蹴る。 時 あ 晚 VI ま 間半から2時間そんなことを繰り返してから" 0 な n た た は B と思い、 長 続けるぞ 0 くかかるなと考え、家族 で " 何とか便りをしたいと思い、チリ紙 " といって監房に帰す。そんなことが毎晩続いた。 罪になるようなことは何もしてい (妻と母と5歳の子) らが心配 今夜はこれ位で終わるが、 に鉛 な 11 の芯 からすぐ帰ることが (留置場に してい るに 隠

出

来るだろうから安心してくれ、

と書いて、

酔っぱらいで入ってきた人にたの

な は カコ N って だ。 窓 って は ところが、 雑 破 L ま 巾摩擦をすることにして、 n 0 た。 風 が入って タバ 差出 コ 人 寒 0 を V) 吸 住 所 0 それ た を書 0 毎晩それを続けた。そんな状態が3月まで に t VI 板 ていな 4 0 0 間 カコ であ 0 1 7 t る。 のだか 別の監房 そこで私 ら戻 に 移され ってきて署に は 寝 る前 たが、 K そこ 裸に

く腫 り竹 高 続 カコ 0 いた。 の警部 昼過ぎに 札 う。 幌署 れ上がっているところにまたビシ 刀で腿をビシ と早川 が 猿股一つになると" に戻されると、 福 取調室に呼ば が 成、 訊問するので" リと2~3 梅川らを従えて机に座ってい れた。道庁の特高係長と思うが、早川 留置場には村上由、一ノ瀬弘義らの 口 お前はまだマルクス・レーニン主義を信じて 殴 答えるべきか、 る。 リ。 それ 私 でも迷っ が沈黙し た。 否か てい 入るといきなり 33 7 いるも ると続 と迷ってい 顔が見えた。 のだから、 11 (?) とい 7 又 るといきな 殴 裸に る。 う特 早川 翌 日 なれ いる 赤

警 部は お 前 が読んでいる本はどこにある。それだけでも言え "という。

引 0 越 L 0 時 に妻に託しているので解らない " というと そうか

って、留置場に戻された。

され た 殴 もお前はマルクス主義を信じているのだろう "といって、紫色になった腿をま まぎれに答えると、ようやく拷問の手を止めた。 り続 竹刀で殴りだした。それでも私が黙っていると、腿や背中をところかまわず そのうち、4~5日過ぎてから又呼び出しをうけて取調室に入ると、 "本は見つかった。その中にはマルクス主義に関するものがあった。今で ける。 私は 66 お前たちがすきなように判断すればよいだろう "と苦し 又裸に

驚 んだ そ 差入れ 0 캪 日 0 カコ 食べ ら取 555+ 調べが行われず、昼は 物をとり、 口あった体重が45キロに減っていた。 初めて風呂屋にも連れて行ってくれた。 刑 事部屋に呼び出され、妻や義弟 夏も過ぎ、 入浴 秋も して の運

け 深くなった頃、警部から呼び出 ス な 主義は いが、 信じません、 マルクス主義と交流はいたしません、 という証文をか しがあって行くと" け " という。 ということなら書きましょう 私 釈放してやるから、マルク は " そういうことは か ,,

に釈放された。

というと、" それでもよいから書け "となって、 42年11月と約 1カ月振 1)

5 VI た。 妻 0 ているのに耐えかねて、 実家に戻ると 乳飲児を抱えた妻が気まずい思いで2人の子供を抱えて暮 別居することにした。それでも、苦しい生活が続

その後、ボルネオへ島流しされた。

| 土本勇氏 (1907年生ま

れ

戦後も 引き続き警察の監視 がへ 戦前から約29年

ス K お 1 氏 カン は、 特 n た。 高 戦 前 関 係 次 カン 要 5 0 警 よう 戦 戒 後 に X 0 物 証 1 言 9 ___ 覧簿 5 L 7 7 1 年 には る。 頃 ま (尚、 での な い。 約29 氏 0 名 年間、 は 昭 和 特 1.1 高 と警察の監 年 0 ブラ V 視 クリ 下

な 札 用 た 遇 0 今度 が 9 幌 組 私 ま は ま 0 0 士 南 拷 は た。 た 本 1 問 福 X が 井 組 9 0 は かまをま経 受け 簾 7 県 0 7 K 舞 0 1 営 ま 時 転 9 発 し、 明 せ 電 2 居 治 福 9 し、 所工 んでし 道 4 井 内 事 0 全 県 昭 を) 年 3 農 p た。 では 和 転 京 福 4 懲役 井 Z 3 極 とし 月 年 県 人 0 1 連 発 が 0 2 7 0 年 全 電 捕 全 1 日 玉 玉 所 執 ま ま り、 生ま 会 行 弹 I L 議 事 猶 圧 た。 事 に れです。 予 私 派 件 8 3 は 0 私 年 主 組 携 0 が で、 合 わ 犯 小学校 父は 格 几 9 0 とし 仕 ま 保 • 土 事 L 釈 3 て 六 をす た。 木 金 請 扱 事 を 4 るこ 件 積 父 負 わ 年 業 れ 0 W 生 で出 ま 7 転 に 0 0 曹 に 勤 信 頃

ました。

作 中 神 間とも連 争議 111 楽 立 坂 教 男さん を指 そこで皿 大学に学 の下でシ 絡 が取 導 L でした。 てい ンパ 洗いなどをしながらお世話になることにしました。 籍 れ、「会ってくれと言う人がいる」とのことで会ったら、それは が て、 0 残 彼は 友 ってい 人が 敗戦 1 9 1 喫茶店をやっており、その人は内 たので戦後 ま で に 1年帯広生まれで、戦前蜂須賀農場などの小 4 □ 0 になって東京 弾圧を受けた方で 12 戻 ることに す。 田 少将 そのうち仲 しま 0 こした。 長 男で

そ 0 彼 カコ 6 「全国会議 派 0 組 織 部 の仕事 をしてくれ」というので引き受け、

彼

が

部

長

で私

から

部

員

として働きました。

大 ア出 Ш それ 7 の頃 郁 兵 から3 朝 夫 鮮 反 0 0 対 スローガンは、「土地を農民に与えろ!」「8 演 0 カ月くら 同 説 !」などで、 会 志 は P プ 勇 V 口 敢 たった頃、 丰 でしたよ。 覚えています。 1 (日本 水平社 プロ 小 Ш 画 家 私 タリ 0 人た 0 は 部屋を借 反 T 5 映 戦 کے 司 画 to 盟 同 りて、 時 盟 に 緒 間 to 労 12 入 0 B 働 会議をやろうと 映 0 9 7 制 画 ま !」「シベ 会 まし をやり た。 ま

行 は た 5 池 2 た 袋 それ 書 誰 12 t) 連 3 が 11 を、 行 特 な され 高 11 0 (張 L お 1) 拷問 た。 込 カン L 4 中 12 中 11 あ 111 な 0 VI さ 7 特 ま W 思 高 L は 12 0 それ た 捕 が ま カコ 9 5 中 ま 6 12 L た。 力 ___ 月 人 後 男 昭 が 和 居 栃 6 た 年 木 県 0 頃 で、 ((+ 捕 声 ま り、 を 部 カン 屋 私

n に ま 転 椅 から 子 L K 座 7 お らさ 1 て、 れ 後 又 引き 3 手 出 KZ 縛 L 7 0 て、 同 U 膝がたか。 ことをす ら股を木 る。 2 刀 (口门 3 き、 日 続 け 気を失うと 7 そ n が 行 独 房

太 護 観察 は K ま ま 9 1 カ月 官 日 行 L た。 選、 た。 所 0 池 太 に 7 袋 届 判 救 0 昭 VI 決 署 け は た 和 援 市 父 0 8 は 組 に て行くよう ケ で、 懲 いて、 は 織 谷 年 役 鉄 カン 刑 も潰さ 道 そこ 3 務 5 年 上 線 1 所 路 で、 野 12 n 12 12 1 署 言 行 年 I 7 1 事 < 1 年 12 わ 函 0 移さ、 をやってい 館 こと て、 れ 3 7 年 刑 独 VI 12 間 務 外 房 れ、そこで上申書を書きま た 所 部 (0 ま 12 ٢ は そこに まし で、 送られ は 隣 L た。 連 房 たが VI 行 絡 0 ま < ま 刑 が 人 途 کے کے 務 L L た。 た。 音 私 中 れ 所 は家 ま 札 で、 信 出 隣 せ 号 幌 で でぶらぶ 12 札 獄 房 N した。 寄 に (連 幌 L て、 志 絡 0 0 思 7 賀 を F 5 想 義 取 父 が 雄 き 犯 弁 1) 野 樺 が 護 12

11 た り、 木 İ 場 K 勤 8 た 9 7 ま L た。

院 昭 和 ま 2 L 0 た。 年 3 私 月 召 0 前 集 歴 に は あ 軍隊に VI 馬を世 も来てい 話する部 て、 意地 隊 に入りましたが、 の悪 い古参兵に 脚 U 気 8 K な

ま ま 取 (を ところでは 聞 L 1) た。 意見 きま 連 た 調 **(**気 が 軍 教育係 を受け 屯)の中隊で、ソ連の L が 0 た。 上官 シベ あ 攻め る者 リヤ抑留兵は は、 は た てきた時 (北緯5 は 後、 理 書 解 た。 力 7 お VI 0 0度日ソ国境線下の南樺太にある) シスカ て出 ダス 前線 あ 前を信用 昭 る 和 せ 12 1 人でした。 22年 2千人以上 捕虜になり、 行くことになり、 というので、 ブの息子 しようということで、 12 引 き揚 VI たと の鎌 シ げ ベリアに送 思 自分の経歴 7 田 その途中で8月15日 来 中尉と2人 VI ま ま すが 1 た。 日 本 を書 られまし 兵 でし 帰 0 11 て出 た。 て来 教育係に た。 (敷香)、 (私たちの ま 収 0 は な 容 放 L た。 所 送 1 n

H 12 本 あ してからはすっかり活動意欲を失 着 る カン 1 て、 などの軍 米 軍 0 取 事情報でした。 調 べを受けま した。 っていた 質 ので、 問 の多くは 社会 運 66 動 には 連 軍 直 0 接 基 参 地 加

は

6

0

名

<

5

0

L

玉

ませんでした。

そして、弟の助けを借りてここでずっと下宿屋をやっています。

なふうですか」と様

子を調べに来ていたというのです。それを近所の人が、警

察が来る度に教えてくれました。

日

ことか、警察が来ては近所の家を回り、「土本さんは今何をしていますか、どん 戦後だというのに、警察はその後も来ました。1カ月に1回か。

3カ月に一

47

■宮沢弘幸氏(1919年生ま

れ

「裸で " 逆さ吊り " にされて竹刀で…」

太 平 洋 戦 争 \mathcal{O} 始 まっ た 1 9 4 1年12月8日、 当局から利用された戦時特別

措

置事

件(冤罪事件)である。

二] 弹 圧され ス 米 たの 英 軍 と戦 は宮沢氏とレー 闘 状 態 に 入れ ン夫妻らであった。 9 0 あ ٤ 特 高 その は 彼 らを 日 0 検 午 挙 前 7 時 札 0 幌署 臨 時 K

連行した。

毎 カン 5 调 戦 金 2 前 曜 軒 の夜には、 目 北 12 1 北 1 大予 条 西 科 学生たちに開放し、 5 英 丁目 語 教 0 師 北 0 大 米人 構 内 V 12 よく 1 外 人 ン夫妻とその 楽しみに集ま 教 師 の官 舎 娘 から た 4 ってい ち 軒 が あ 住 たという。 0 た。 N (VI そ た。 0 I 西

学 部 4 年 の宮沢弘幸氏 (弾圧犠牲者) は、 その常連であった。

どが 諜 全 人 1 は 国 0 7 容 内 1 計 0 8 疑 名を 斉 1 者 1 画 弹 5 0 K 圧 L てい 実行 名 名 検挙 1 は 独 以上(米人、英人他15カ国以上)で大半を占めた。 0 (含検束) L た、 1 したも ソ た。 開 名、 戦 日 後 不起訴や検束を含めるともっと多くなる。 そ 0 本 です。 (0 0 0 後 あ 開 状況 1 0 戦 下で、 26 た。 時にとるべき治安対策、 名 全国 に、 内務 0 省警保 特 _ れ 高 とは は 局 別 内 (特高 12 務 「戦 憲 省 兵 0 の元締) 時 隊 指 特別 から 示 この内、 52 K 札幌関係者 措置」 や憲兵隊な ょ 名、 って で、 外国 総 外 勢 は、

懲 カン ると飛びぬけて重 役 5 宮 沢 1 1 5 2 5 月 は、 年 12 ポ カン 갶 け 年 1 いものだった。 IJ 7 4 月軍 札 幌 . 地 機 V 1 裁 保 護 C 1 有 法、 は 1 2 大通拘置所に拘禁されたポ 罪 陸軍 判 年とい 決 を受 刑 法 う け 違 重 た。 反などの 刑 C 宮 沢 全 理 玉 由 1 1 で起 0 口 リンは、 処 ル 分 K 訴 状 され 況 V 日 カコ 1 本 5 8 語 4 は 月

でつづった上告趣意に、こう書いている。

部 0 は (た。 子 意 0 < (そ あ た 私 審 識 屋 役 れ 7 は 9 12 5 0 しま 人に非公式 裁 判 帰 ま n 判 事 通 8 肉 と頼 か を 体 L さ 9 L 0 で ら警 に て、 た 書 的 た は、 W ま 時 け 12 に 向 VI れ 察 n そのことを話 江 次 K たり言 心 に頼まれた」 7 私 数 共 0 検事さん に 理 情 が 時間 御 検事 的 報 66 役 私 K 0 を大 人さん 休 た 3 悪 秘 0 12 W 9 知 んでから自分 VI 密 使館 とも言われました。 致 状 5 12 申 0 L か しま 情 ま 御 L 態 な に 会ひす ま ら永 に いことを 報 L 知らせた」 を学 た。 したが、 L あ い調べを受け始 た。 0 る時 は た 生 私 主人 為 知 或 誠 0 12 0 裁 聴 に告白 でないことを言 は と申 て居 と子 検 家 判 入 事 K は れ されました。「主人が 供 さん ると強 すると決心 出 1 てくれま めました。 に 入 2 L 月 会 カン 要 てい 6 2 ^ る望 しま った せ 調 1 N 日 N しました。 る L 彼等は、 で といふことを 4 5 人 K た。 L 0 n カン 終 た。 た た 5 わ 時 3 X 大 1) 集 月に それ に、 T 使館 後 に ま 8 寧 K

申 5 情 し上げ 裁 判 報を大使館 の言渡しは有罪で12年の懲役でした。「私は神様の前に真実に正直に ま す。 12 66 知らせたことも決してない。」とレーンさんは言い 決して何人にもわざと尋ねたことがない。 そして、そうい まし、 た。

多分日 船 12 .乗せられて、ニューヨークに帰りました。 本 政 府が作ったスパイ)と交換するために 特別措置の狙いの一つは、 横 浜から出 航 した最 後 0 この 交換

夫

妻

は、

その

後

43

年9

月

に、

H

本政

府

の必要とする在

米の

H

本

人(

辺にあったと考えられます。

警察署 て殴 1 5 n 12 夫妻 た。 回され、 と家 両 手 拷問 族 を後ろ 同 様 を受け に の付き合いをしていた宮沢氏は、 縛 ま 5 した。 れ て、 両 それに棒 足首を麻縄で縛られ、 を差し込んで痛 札幌、 めつけ 逆さに 夕張、 られた。」 吊るされ 江別 0

をうけたので、どこまでも否認していては体がもたないと思い、認めた方がよい、 妹 美 江子 証言)、「裸で"逆さ吊り"にされて竹刀でたたかれたとい う拷 問

ないと殺され ると宮 沢 12 勧 8 た (弁護 斉 藤 忠 雄 証

ま L そ た。 0 4 月 4 9 2 年 日 12 3 は 月 起 2 訴 5 さ H 札 n 幌 갶 地 年 裁 5 検 月 事 2 局 7 12 送 日 0 5 上 n 告 棄 大 言)。 却 通 拘 0 判 置 决 所 0 K 懲 留

役

1

5

置

され

年 が 確 定 し、 6 月 網 走 刑 務 所 12 服 役 L ま す。

に 3 移さ 度 0 れ 冬を ま 寒さと L た。 飢 え 0 中 0 耐 え 忍 U ま L た が、 4 5 年 12 は 体 を わ 7 病

戦 血 を 後 口 は 年 0 き、 4 1 7 0 年 獄 月 中 2 1 月 で 0 2 感 日 3 染 足 は 日 L た 骨 と皮 満 と思 2 にな 7 わ 歳 n 0 る って 若 肺 さで 結 出 核 獄 -が 0 結 갶 世 年 核 を 性 1 去 腹 2 膜 月 1) 末 ま 炎 Ł 突 た。 な 然 洗 0 7 面 悪 器 化 杯 0

9 K 8 ま 反 7 L 対 0 年) た。 す 宮 る 沢 L ま 活 弘 た、 題 動 幸 L 氏 0 7 弁 O 0 受難 出 護 と 版 土 0 とし L 0 0 7 上 事 7 VI 実 田 ま 誠 掘 K す。 古 1) 0 氏 起 VI は L 7 は $\overline{}$ あ 冤 る 罪 3 北 0 年 大 あ 前 生 札 0 0 た 幌 受難 弁 とを 護 ___ 土 市 会 朝 民 が 日 12 玉 新 明 家 聞 秘 5 社 力 密

法

1

第4部 えん罪事件による死刑や虐殺のケース

け るが、 ここでは、 そのまま 次の2つの事件を紹介する。 展 開 する。 各々の分量に大差がありバラン スに欠

(一) 大逆事件(明治末期)

(二) 横浜事件(敗戦直前)

(1)非戦論・平等主義者、幸徳秋水の「大逆事件」

在 1 0 8 本 匹 名 7 万 は 1 + 幸 年 市 1 徳 几 傳 1 万十川 月 次 5 郎、 日 北 秋 明 流 水 域で 治 0 4 名 ある。明治時代のジャーナリスト、 年 は 中 9 月 江 2 3 日)、 兆 民 から与えられたものである。 出 身地 は 高 知 県 幡多郡 思想家、 中 生ま 村 町、 社会 n は 現

主

一義者、

無政府主義者とい

わ

れている。

生 家 は 酒 造 業 • 薬 種 業 を経営し、 町 0) 有 力 者 の一人で あっ た。 陰陽道 (お W 4 よ

うどう. 中 玉 カン 5 伝 わ 0 た 呪 術 をす る 家 0 あっ た。

0 旧 幸 徳 制 中 は 学 9 校 歳 0 現 時 • 儒 高 学 知 県 者 中 0 村 木 中 戸 学 明 校、 0 修 高 明 等 舎 学 に 校) 入 り、 に 兀 進 学 書 五 L 経等を学 た が 台 W 風 だ。 で 校 舎 1 が 1 全 歳

1 8 8 7 明 治 2 0 年の 16歳 ころ上京 聞 などに 同 郷 0 中 関 江 わ った。 兆 民 0 門 同 弟 年 とな 発 布 さ 0 た。 れ た

壊

再

建

され

ず中

退

L

た。

新

聞

記

者

を

目

指

し、

板

垣

退

助

社

長

0

_

自

由

新

保 た 安 角 藤 条 例 定 憲 ((すどうさだ 転 居 を 余 儀 な くさ 0 り れ、 に芝 大 居 阪 12 公 移 演 0 0 た。 企 画 壮 を 士 提 一芝居の 唱 先 角 藤 駆 者 は 大 座 日 本 長 壮 (to 士 改 あ 良 0

演 義 劇 会 談 を 旗 L 揚げ、 野 曙 __ 1 は 兆 わ 民 ゆ が る 壮 秋 士 水 芝 12 執 居 筆 0 を依 先 駆 け 頼 L E た な ٢ 0 た。 VI わ れ 演 る。 目 0 0 0 あ る -勤 Ŧ

美

1 8 9 8 明治 3 1 年 か 5 「萬 朝 報 Γ___ 記者 とな っった。 当紙は、 日 本 にお け る最

初 は 東 0 ゴ 京 0 シ ッププ 新 聞 報 の中では最大発行部数3 道 紙といわ れ、 権力者 0 のスキャンダルを暴露した。 万部となった。 1 8 9 9 年 末

に

変) 横 7 を 0 ことで幸 題 嘆 領 憲 幸 徳 制圧 き、 L L 政 た嫌 党 は た の際、 批 が 記 徳 萬 疑を 判 か 者 は 朝 論 真 0 つての 報 傍 鍋 『萬朝 日本 文 ら国 を掲 of. に 政 Ш 陸 「嗚 県有 報 敵 民 軍 載 が した。 であ 英語会等で学び、 呼、 清国 朋 で追及し、陸 る藩 の恨 自 ま カン 由 らの た、 閥 みを買い、 党死すや」 0 戦 伊 同 藤 軍 利 年 中将 品で 博文と結び、 19 6 これが 月よ との一文で有名な の真 あ 0 る り起こっ 0 一鍋斌 のちの大逆事 馬 年8月30日、 蹄 を求り 立憲政友会を結成したこと 銀 た $\widehat{1}$ 2職に追 義 和 自 件につなが 0 寸 旧自由党系政党 VI 万 0 由党を祭る文 込 両 闘 んだ。 0 VI 銀 北 ったと 塊) この 清事 を

0 年 1 に田中正造が 9 0 1 年 12 足尾 # 世 銅 紀 之怪 山鉱毒素事件について明治天皇に直訴 物 帝 玉 主 義 を発 行 L 帝 国 主 義 を したときの 批 判 直 訴 又、こ 状は

す

る

説

が

あ

る。

ま 0 ず 執 筆 秋 を 水 が 依 書 頼 き、 L た が 正 造 後 が 手 難 を を お 加 そ え た れ \$ て 尻 0 で 込 4 あ す 0 た。 る 中 この で、 時、 秋 水 だ IE け 造 が が 断 何 5 人 ず カン 12 に 書 直 訴 11 た 状

لح

VI

わ

れ

7

11

る。

が L 戦 堺 論 1 は 9 ^ 口 لح 非 1 0 T 3 戦 転 論 換 لح 明 0 L を た 開 治 訴 為 戦 3 え 6 続 لح 幸 け 年、 徳 世 る 為 は 論 12 堺 日 0 空 露 平 利 民 気 戦 彦 社 が 争 開 内 流 を 戦 開 村 n 業 鑑 前 7 \equiv VI は < ほ 中 2 调 石 で、 W 刊 111 どの新 = 平 几 萬 郎 民 朝 Ł 聞 新 報 共 は 聞 戦 K \$ を 退 争 非 反対 社 創 戦 刊 L 論 た。 で カン た。 あ 5 秋 0 開 た 水

1 9 0 4 年 5 露 玉 社 会書 発 表、 堺と 共 産 党宣言』 を 翻 訳 発 表 L た が、 即

日発禁処分を受けた。

た。 7 IJ 1 " 出 9 チ 獄 0 夫 後 5 人 年、 0 op 1 T 1 新 11 月 聞 バ 12 紙 Parameter 渡 条 米 1 例 L 0 0 ジ 入 T 獄 日 X ソ IJ 獄 力 中 らと交わ 12 (亡 ク 命 口 ボ L り、 1 7 VI 丰 T た ン ナ 口 を ル 1 知 T り、 \exists 人 0 サ 0 無 1 T 政 デ + 府 主 1 1 義 力 丰 IJ ス 12 ズ 1 傾 A 0

無 政 府 主 義 的 労 働 組 合 主 義 0 影 響 を受 け

同 年 6 月 2 3 H に 帰 玉 L て、 2 8 日 12 帰 玉 歓 迎 会 が 開 催 され た。 0 時、 幸 徳 は

ゼ ネ ラ ル • ス F ・ライ 丰 K よ る 直 接 行 動 論 を提 唱 L た。

をとっ 主 張 ス た 日 7 本 VI 社 う 会党 to ので、 0 結 党が 幸 徳 認 0 D 揭 5 げ れ たっ た。 実力行 それ は、「 使」 12 玉 対 法 ノ範囲 党 内 内 は -大きく揺 於て社会主 れ た。

ること 12 な り、 幸 徳 は 0 ち 12 岩 佐 作 太 郎 と社 会革 命 党 を 結 成 L た。 片

Ш

潜

P

田

添

鉄二

5

0

議

会

政

策

論

普

通

選

挙

運

動

を

主

張

と対立して袂を分け

ヲ

1

9

0

6

(明

治

3

9

年

1

月

融

和

政

策

0

第

1

次

西

園寺内閣

が

誕

生し、

合法

主義

1 9 1 0 明 治 4 3 年 6月、 大 逆 事件 で 幸 徳 が 逮 捕 3 れ た 時は 小 泉 策 太 お 郎 り、 12 勧

菅 D 野 5 ス n ガ T 湯。 0 湯 河 治 原。 を 神 兼 奈 ね 111 7 宿 県 (足柄下 泊 中で あ 郡 0 土 一肥村 た。 湯中 河 原 温 泉) 0 天 野 屋 KI 来 7

当 VI 首 野 11 虐 謀 る。 殺 た ス 局 幸 者 ガ 徳 可 12 が 能 実 該 社 \mathcal{O} 0 性 新 際 当 会 逮 ___ は 人 村 12 L 主 捕 あ 12 忠 皇 な 義 る 名 雄 族 11 0 処 指 が 暗 秋 刑 ----殺 L 宮 水 掃 は 菅 さ 当 下 を 5 を 太 計 野 n 12 义 時 た 古、 す は 画 対 る 菅 0 肺 F L 古 検 罪 病 野 0 VZ 計 7 7 河 を 事 知 長 TI. 力 捏 件 識 民 作 < 造 人 発 療 社 大 L 覚 層 0 7 養 内 逆 4 を カン 罪 中 0 名 処 奇 5 同 12 貨 疑 0 0 刑 L あ 棲 4 該 F 問 中 当 た、 L op り、 L て、 で 4 す 批 首 あ 5 لح 判 る り、 謀 事 n 可 が VI 者 た。 能 う 件 あ 暗 性 0 0 0 ^ た。 あ 殺 幸 が が 0 定 関 計 徳 あ 0 た 画 は る 説 与 現 لح を 事 0 F が 在 知 件 は な 薄 で 当 う 0 < 0 大 7

あ 妻 察 る。 7 が 秋 0 手 主 VI 水 碑 た。 弁 ٢ 張 銘 当 妻 12 は だ を T は が 持 代 カン 小 0 子 な 泉 正福 7 1) 策 獄 秋 無 太 中 寺 水 理 郎 12 2 が 度 几 面 あ $\widehat{\Xi}$ 万 会 目 0 申) + 12 た 0 妻、 111 訪 0 市 n 名。 た 旧 12 時 姓 高 あ . 知 る 全 師 地 干 < 出 方 代 弁 検 当 子 元 察 0 12 宇 庁、 墓 手 和 は を 島 高 秋 0 藩 知 水 け 士 地 0 な 0 方 墓 11 娘 裁 12 ほ 判 隣 Li 0 関 所 接 冷 0 L え 係 裏 菅 7 切 7 時 は 検

手 に あ り、 戦 前 は 墓 碑 に 鉄格 子がはま って VI て、 刑 死 後もな お当 局 K 監視 され

6 を が 通 大 逆 戸 処 U 事 辰 刑 7 2 桂 件 男 太 0 0 n 主 郎 逮 た す 首 捕 催 以後、 4 相 0 そ __ ^ 謀 0 嘆 叛 2 願 徳富蘆花は秋 論 月 L に た が を 講 果 秋 た 演 水 せず、 水 12 らの 心 学 酔 死 内 L 1 7 刑 0 9 を阻 騒 VI 1 動 た 1 止す 12 な 高 明 る 治 0 0 た。 弁 4 た めに 論 4 部 年 兄 0 111 1 0 上 徳 月 丈 富 VC 太郎 幸 蘇 徳 峰

E 1 T ル Т . 0 事 E ク R 口 件 ポ は F 文学 1 R 丰 О М ン 者 0 たちに P 著 作 R B I も大きな影響を S 公 判 0 N 記 録 を入 などを執 手 与 研 え 筆 究 た。 L し、「時代閉塞 た。 石][[木下杢太 啄木は事件前 0 郎 状 は 況 後 1 9 K Lo A 1 日 1 L

VI とっ ま た、 た 北 秋 朝 水 が 0 天子で 法 廷 0 はな _ VI VI ま か」と発 0 天 子 は、 言 南 したことが 朝 0 天 子 外 を 部 暗 殺 漏 L れ、 て三 南 種 北 0 朝 神 正里 器 を 論 5 から ば

3

月

戯

曲

泉

谷

屋

染

物

店

を

執

筀

L

た。

起こ 書 れ、 を 執 根 筀 2 た 拠 た。 責 月 갶 K 任 4 帝 = 者 日 玉 に 0 種 議 喜 議 0 2 会 会 神 田 衆 器 貞 は 明 議 吉 南 を 治 院 所 が 朝 4 を 0 休 有 5 玉 正 L 職 定 処 統 7 年 とす 教 分 VI 6 を受 科 た 月 る 書 VZ 南 け 決 朝 0 は た。 議 南 上 を を 北 杉 正 統 以 出 併 慎 吉 とす 降、 L 立 た。 説 が を 天 る 玉 非 記 定 <u>ب</u> 皇 難 主 述 教 0 科 決 す 12 権 差 る 説 書 議 質 に 7 を L 問 は よ 発 替 書 え 「大 0 表 て、 が 5 提 美 n 日 出 た。 本 教 濃 史 科 3 部

達 11 0 吉 た た が が Ш 天 形 0 皇 有 機 朋 5 関 は 天 説 皇 0 主 を ち 主 権 口 説 張 1 が L T 革 優 当 勢 命 から 12 時 勃 な 0 大学 発 0 た。 L 7 周 馬 辺 カン (6 蹄 は 銀 は 美 極 事 件 濃 秘 部 で (秋 0 反 天 水 共 皇 主 5 機 義 を 関 政 疎。 説 策 ま が を L 優 進 < 勢 思 め、 に 0 7 12 E

ま

1

9

1

り、 新 大 た 逆 な 資 事 件 料 な 幸 Fi 徳 が 発 事 件 見 7 は れ た 玉 家 1 に 9 よ 6 る 0 年. フ V 代 1 以 来、 ムア ツ 大 プ 量 0 濡 研 究 n 衣 書 から 発 0 典 表 型 さ 例 n (7 あ お

杉

0

天

皇

主

権

説

を

基

礎

15

L

た

__

玉

体

論

が

形

成

さ

れ

7

11

0

た。

たことが

確

実

とな

0

た。

参考文献は、 主 に W i k i p e d i a を参 照した。)

無 を目 ス まだ、 1 政 (なお、 府 指 を知り、 主 科学的 義 者) 後者は「必要に応じて受け取る社会の実現を目指す思想で、 前者の社会主義思想は「労働の質・量に応じて受け 渡米し が 社会主義思 活 躍 て無政府主 L 7 想や共 11 た。 義 産 者 幸 主 徳 の影響を受け 義思 秋 水 は 想の 政党が 獄 中 7 帰国 0 ク ない時代、 Ļ 口 术 1 無政府 キン 取 ア る社 5 ナーキ 主 0 義 会 社会主義 T を 主 ナ ス 0 ト つ 張 実 丰 現

あ 0 明 た 治 たがって、 華 大 族 de. IE 高 . 帝 昭 級 国 官 和 憲法 僚 0 天 5 は 皇 1から17 天 が 皇 君 一制と天 主とし 条 0 皇 7 統 0 治 天 皇 L 皇 族 てい を守 0 権 た時代、 る 限 0 が とくに 絶 対 側 近 使 6 込や国民 命で 条 0 あっ 裁 ・皇民で 可 た。 · 公

許

可

.

承

認権

のことであった。

布

執

行

権

はそ

0

た

8

12

あ

った。

裁可権とは、

臣下が作る法律等に対する天皇の

社

会

を経

て生

産

力

0

高

度な発

展が

前

提

である)。

61

まず、 旧 刑 法 18 8 2明 治 1 5 年施 行 の大逆罪と不敬 罪 を 見てみる。

〈大逆罪〉

第116条 「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」

第73条 「天皇、 又 /\ 加 太皇太后、 ヘントシ タル 皇太后、 者 11 皇后、 死 刑 _ 皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害 処 ス ラ

第 7 5条 「皇族 -対 3 危 害 ヲ 加 A ル 者 11 死 刑 _ 処 3 危害ヲ加 トシタ ル 者

ハ無期懲役ニ処ス」

第120条 「此章 期 限 監視 2年とあるが _ 記 二付 載 シ タル ス」 (これが 延期 罪ヲ犯シ 专可 1 9 3 軽罪 能 ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以 6 年 0 思想 犯保護 観察法になる。

加

〈不敬罪〉

第 1 1 6 条 天 皇三后 皇太 子 ・二対シ 危 害 ヲ 加 ^ 又 11 加 ヘン トシ タル 者 1 死 刑 -

処ス」

第 1 1 7 条 天 皇三后 皇 太子 ---対 シ 不 敬 1 所為 アル 者 ハ三 月 以 Ŀ 五 年 以 下 重

禁錮に処シ…」

虎 1 門 事 件 2 4 年 0 朴 烈 事 件 3 2 年 0 桜 田 門 事 件 0 あ る。

0

大

逆

罪

0

第

7

3

条

適

用

事

案

は

4

件

あ

0

た。

1

9

1

0

年

0

幸

德

逮

捕

事件、

2

3

年

玉 朝 幸 鮮 徳 秋 韓 水 国 $\widehat{1}$ を 8 植 7 民 1 地 明 K 治 L 4 7 5 VI 1 < 9 時 1 期 1 明 0 あ 治 0 4 た。 4 年 1 9 が 活 0 5 躍 年 L 7 12 第 VI 2 たころ 次 H は 韓 協 隣 約

VI た。 1 9 幸 1 徳 0 から 年 そ 12 0 韓 動 玉 向 併 12 合 F. 条 0 約 よ が う 締 な 結 考え 3 れ、 をも 武 力 0 7 を 背 VI た 景 か 12 は 朝 鮮 把 を 握 日 できて 本 0 支 配 な F 11 12

置

が

徳 秋水らに対する「大逆事 ・件」前後の略 年 覧

1 9 0 2 (明治35) 年:(31歳) 幸徳秋 水、 _ 兆 民 先生』を発 表

1 1 9 9 0 0 3 4 明 明治 治 3 6 3 4 年 年 一一月:平民社結成、 月 . . 堺利 彦と、 マル クス 週 刊 5 -0 平民 -共 新 聞 産 党宣言 発行 を翻 訳

表するも、 即 日 発禁となる

発

一月 . . 平 民 新 聞 廃 刊

1

9

0

5

明治38)

年

1

9

0 7

(明治

4 0

年

<u>·</u> 月

. .

平民社

再

建、

月 . . 幸 徳 渡 米、 帰 日刊「平 玉 後、 無 民新 政 府 聞 主義 発行 へ の 転 換 を主 張

几 月 . . 廃 刊

〇月

. .

幸

徳、

病

気

療

養

のた

8

高

知

県

の中村町

(現四

万

十川市) に 帰郷

64

1 9 0 8 (明 治 4 1 年 六 月 . . 赤 旗 事 件 0 堺 ・普野 大 杉 栄 らが 検 挙 5 れ る

七 月 上京、このころから仲間が上京し平民 社を訪 問

九月 巣 鴨に 平民社開 設

(明治42) 年二月: 五月 幸 宮下、 徳と菅野 平 民 社 「自 初訪問、 由 思想』 天皇暗殺を話題にす 創刊、

1

9

0

9

月 . . 宮 下 爆 裂 弾 実 験 成 功

年三月: 事 平 件 民 0 社 検挙 解 散 が 始まる、八月二二日韓国 五 月二五日宮下·

新

村

逮

捕、

大

逆

併合条約

即

日

発

禁処

る

1

9

1

0

(明治43)

調 印式 (未成立)、一〇月までに二六名が予審請

年一月:一 求 八日二 (起 訴)され 兀 人に 死 る、一二月一〇日公判 刑 判 決、 九 日 そ 0 内 開 一二人 始

1

9

1

1

(明

治

4

を

無期懲役に

减

刑

兀

日

12

幸 徳

秋

水等

1 9 2 3 1 9 1 4 (大正12) (大正3) 年六月:髙木、 年九月:大杉栄・伊藤野枝 と二五日に菅野須賀子の計 通5 幸徳秋水一 日徳富蘆花、 秋田監獄で自死 1 番 地 族 今日、 一高で 0 墓、 ・橘宗一が憲兵に虐殺される **1**月 高 「謀反論」を講 知県 2 一二名を死 几 4 日 万 12 + 墓 市 前 中村 刑 演

1 9 6

0

戦後

(昭和35) 年二月:「大逆事件の真実をあきらかにする会」

結成

執行

山手

祭

1 9 6 1 昭 和 3 6 年 . . 坂 本 と森 近 遺 族 が 東 京 高裁 に 再 審請求

1 9 6 5 の昭 和 4 0 年 . . 再 審 請 求 棄 却

1 9 6 7 阳昭 和 4 2 年 . . 最 高 裁 特別 抗告棄 却

1 9 7 5 の昭 和 5 5 年 ___ 月一 五 日 . . 大 逆 事 件最 後 0 生存 者 . 坂

2 0 1 1 平 成 2 3 年 . . 大 逆 事 件 再 審 検 討 会結 成

2

0

0

0

平

成

1

2

年

. .

高

知

県

中

村

市

議

会、

幸

徳

秋

水

顕

彰

決

議

を

採

択

本

清

馬

死

去

11 山松吉検 事 総 長の講演 から (1928、 昭 和3年9月)

ば な 5 大 逆事 め : 件 訴 は 訟 日 手 本 続 有 な 史 E 以 12 来 拘 0 泥 大 す 事 ~ 件 きで C あ な る VI カン とい ら、 う意 法 律 見 を 超 が 政 越 府 L 部 7 内 処 K 分 L あ 0 な け た。 n

:

事

実

が

判

0

たらどんどん首切

0

たら宜しかろうと言う説

to

あ

0

た。

幸

徳

0

67

事 推定の下に証 6 宜 件 は L 1 証 だろうと、 拠などを詳 拠はきわ また 細 に取調べる要 めて薄弱 幸徳ほどの男がこの事 であったが検挙 は な い。 事 件 することに 柄 に関係 が 明 瞭 0 な 決め な 5 いはずは 死 た 刑 に L ないとい 7 L ま 0 う た

●「百年後 に誰 かが…」、 幸徳 の獄中書 簡 から 1 9 1, 明治 4 4 年 1月 1 日 付)

は んです、 「…今回 又言はうとしても言うべき自 事 件 つてくれる者があるだろうと考へて居ます。」 に 関 する感想 をとのことでし 由 がな た が VI のです。 事芸芸 12 想うに 至 0 て今将 百年 た 0 後、 何 を 誰 カン 言 カン

私

に代って言

大 逆罪 C 死 刑の一人菅野スガの最終陳 述より 1 9 1 1 明 治 4 4 年 1 月 1 8 日

受けます。 n から 私もその犠牲者となって、 私 0 運 命 です カン 50 犠 牲 者 今死にます。 は VI つでも最 私 高 は の栄 1 誉 0 0 と尊 時 代 敬 カン とを後 に、 私 代 0 カン 志 5

0 あ る 所が 明らか にされる時代が来るだらうと信じて居ますから何の心残りもあ

大逆事件連座者(五十音順

ません」

〈大逆罪で死刑を執行された人々12名〉

卯 内 郎 Ш 愚 ・新村忠雄・古河力作・ 童 ・大石 誠之助 ·奥宮 健 松尾卯太郎・宮下太吉・森近 之 菅野 須賀子 . 幸 徳 秋 水 成成 運 平 石 平 ·四郎 0 新 見

〈大逆罪で死刑判決を受けた後、 無期懲役に減刑された人々12名〉

尚 林 寅 松 · |跗 本 頴 -----郎 小小 松 丑: 治 • 坂 本清 馬 0 崎 久 保 誓 0 佐 Z 木道元 髙 木

顕 明 武 田 九 平 飛 松 興 次 郎 . 成 石 勘 郎 · 三浦 安太郎 · 尾 節

堂

〈爆発物取締罰則で有期刑になった人々2名〉

新村善兵衛·新田融

計26名

|平民社の宣言文(「自由・平等・博愛」)

宣言

自 由、平等、 博愛は 人 生 世 に在 る所以の三大要義 也。

吾人は人類

の自由を完

から

L

8

んが

為

8

に

平

民主義を奉持

す、

故

に門

閥

0

高下、財 産 の多寡、男女の差別より生ずる階級を打破し、 一切の厭 制 束 縛

を除去せんことを欲す。

社会を 吾人は L 人類をして平等 7 生産、 分配、 0 交通 福利 を享 0 機関を共 けし 8 有せし んが 為 め、 に社会主義を主張 其の 経営處 理一に社会 す、 故 12

全体の為にせんことを要す。

敗 戦 間 近 0) 論 圧

件 0 2 裁 0 判 1 年 1 2 月 3 次 0 B 付 事 H 載 東 京 新 た 聞 名 古 屋 中 H 新 聞 東 京 版 は 横 浜

事

出一 定 0 治つ戦 た。 戦 争 時 た 0 あ 法 元 元 中 る 被 被 最 現 0 告 告 大 成 状 0 0 0 12 1 妻 遺 言 B (族 通 横 6 弹 浜 信 が 原 F 事 傍 告 ٢ 玉 件を二 受 3 0 家 法 賠 木 n 村 0 償 る 度と起こしては 対 を ま 象拡 きさ 求 横 8 浜 大、 W た 事 控 件 平和 6 訴 7 審 0 な op 弁 有 5 から 論 罪 ない」と訴え 意 権 判 が 見 が 1 決 軽 陳 2 を 受 視 述 月 さ L 2 け n 日 た。 か 安 再 全 東 な 保 京 (障 免 高 VI 関 裁 訴 動 き 連 0 が が法あ確

律 P 方 が 向 出 安 7 維 持 VI 3 法 違 7 反 指 容 疑 摘 L で逮 平 捕 され 和 とは た 2人。 戦争をしな 木 村さ いことではな んは 「治安 維 持 法 この 12 似 たよ 玉 0 うな 選

が 恐 VI لح 警鐘 を鳴ら L た。

3 対通 象 常 成 治 出 安 3 維 思 持 れ 法 想 ようと B とも 言 論 L てい 呼ば を 取 る。 り締 れる ま 共 謀 共 る 点 罪 謀 は罪 で 治 安 犯 創 罪 維 設 持 0 法 計 案 法 が 画 来 同 を 話 年 L 合うことを 2 لح 0 1 指 7 摘 年 処 が あ罰 0

ば を 替 弁 え 論 な 後 を 0 替 集 7 え 会 呼 0 び私 かた 支 け ち 援 た。 を 者 取 5 (以下略 9 約 締 4 0 ま る 人 を とに 前 12 懸 命 木 だ。 村 さ N そ 0) は 共 都 度 謀 反 罪 対に VI 7 VI 7 カコ な 玉

> け は

れ手

罪の危険こ

Air

横浜事件」原告が人権訴え

戦時中最大の言論弾圧とされる「横浜 事件一で有罪判決を受け、再審で免訴が 確定した元被告の遺族らが国家賠償を求 めた控訴番弁論が二日、東京高裁であっ た。元被告の妻で、原告の木村まきさん (犬どが意見陳述し、安全保障関連法の成 立や通信傍受法の対象拡大で、平和や人 権が軽視されかねない動きが出つつある 現状に「横浜事件を二度と起こしてはな らない」と訴えた。



痛された二人。木村さんは 「治安維特法に似たような **法律が出てきている」と指** 摘し、「 平和とは 戦争をしな いということではないか。 この国の選択や方向が恐ろ しい」と繋臼を鳴らした。 訴えでは、木村さんの夫

で、元出版社社員の故与さ んは一九四三年、共産党の 再建を図ったとして、神奈一

治安維持法違反容疑で逮一川県の特高警察に逮捕さ れ、拷問で自白を強制され た。原告側は、旅館で評論 家らと一緒に写った記念写 真からストーリーをでっち 上げられたと主張してい Não

> 「平成の治安維特法」と も呼ばれる「共謀罪」創設 法案が来年の通常国会へ提 出されようとしている。共 漢罪は、 犯罪の計画を話し

合うことを処罰対象として おり、思想や言論を取り締 まる点で治安維持法と同じ だとの指摘がある。

弁論後の集会で、支援者 ら約四十人を前に、木村さ んは共謀罪について「国は 手を替え品を替え、私たち を取り締まることに懸命 だ。その都度、みんなで反 対していかなければいけな い」と呼び掛けた。

3)「共謀罪法案」は 見えにくい冤罪 を生みやすい

一通りの 意味で冤罪が生じる危険が ある。

もう一つは、 つは、まったく考えてもいないのに一般 現在 の罪刑法定主 義 (既遂段階での の人々も決め 処罰) つけ を無視して、 られて逮 捕される。 その前段 階

から逮捕される冤罪であ

る。

かで、 れ いという権 ばよい VI ずれも、 そうに違い のであ 限を与えてい その る。 ない。 理由 は 既述 るからである。 問答無用だ」と高 の通 り、 法 仮に、 案に警察ら 飛車、且つ一方的に理屈を捏ねて断定す たとえ間 0 当 違っても「これこれし 局 に 恣意的に判 断 L 7 かじ

いるだけだ。 ただ、 対に言わな 自分が カン ら返 さんざん取 共 され 謀 隣 て終 は 近所 罪 重 の疑 間 わ 違ったことを隠す。「もう帰ってい 々承 の噂 調 VI り、 べて冤罪と分かっても、 知だ。 をか にもなりか であ け る。 られ ねない。 ただけで、 裁 判 に訴えな マイナスはあっても 当局は 冷ややかで厳 い限 り、 「間違 いよ」 な かな しい世間 った、ごめんね」とは と理由 いいことは カン 表ざたに も聞 0 目 かされず が な 待 ならな って

のことも当局

思 いとその後になんとなく不安が残るだけだ。 から、 IE 確 にいえば「見えにくい冤罪を生みやすい」ということであり、 嫌な

|料:治安維持法、その目的遂行罪・予防拘禁、思想犯保護観察法

(カタカナをヒラカナに変換)

「
 治安維持法
 」

・運動の禁止を目的とした。(以下略 玉 体 (天皇制) 0 変革や私有財産制度 (資本主義経済制度) 否認を目的とする結

•1925(大正14)年 の懲役又は禁錮に処す」 認することを目的とし て結社を組織し又は情を知りて之に加入したる者は 「第一条 国体(若 は政政 体 を変革 又は 私 有財 産 十年以下 制 を否

は は 1928年 結社 五年以上の懲役若は五年以上の懲役若は禁錮に処し情を知りて結社に加入したる 又は結社 の役員其の他指導者たる任務従事したる 改 惠。「第1条 の目的遂行の為にする行為を為シたる者は二年以上の有期の懲役又は 国体を変革 することを目的として結社を (担当したる) 者は 死刑又は無 組 織 たる者又 期若

加 錮 入 12 L 処 たる者 す 私 又 有 は 財 結 産制 社 度 0 を否 目 的 遂行 認 することを の為にする行為を為 目的 Ł L て結 したる者 社 を 組 は十年 織 L た 以 る 下 0 懲役 結 社

又

は

禁錮

に処す」

社 5 1) 犯 年 を 室 194 た る れ 付 知 以 0 0 居る る者 罪を 役員 尊厳 す 刑 E り る 0 12 て 7 1 結社 · 昭 犯す 場 又 旨 処 有期懲役に処す」「第三章 其 を冒涜すべき事項を流布することを目的として結社を組織したる者 を命 は せられた 合に於て保護 0 和16)年改悪。 に 刑 虞 之 他 加入 指 を 0 ずることを あ 導者 執 犯 ること顕 行 L る す の虞 者其 たる者又は結社の目的遂行 0 たる任務に従事したる者 観察 言 渡を受 あ 得 著 の執行を終わ 「第一章 に依 るこ なる時は裁判 第 لح けた るも同章 一章に掲 顕 予防拘禁 著 る 罪 り釈放 なるとき亦 者思想犯保 ぐる罪 12 所 第七条 掲ぐる罪を犯 は せら は 検 第三十九条 を犯 の為にする行為を為 無 事 期又は 前 護 る の請求に 国体を否定し 観察法 し刑に 項に べき場 す危険 同 兀 処せ 年以 に依 合に 因 第一章に掲ぐる罪 り本人 を防 り保 5 上の懲役に 於て更に 又は神宮若は れ其 護 したる者は 止 を予防 観察 の執 すること 同章に掲 処し 又は結 12 行を終 拘 付せ 禁 な 情 木

思想 犯 保 護 観察法

不起訴 安維 処分者・刑期終了者・仮出獄者を対象とする保護観察所を設け、 持 法 違反者に対する監視法。 違反者として検挙された者のうち、 審 執行猶 査会の決

友などを制限、干渉し、社会主義者などの思想活動を拘束し**転向を促進**することを 議 によ り二年間(延期も可)観察所保護司の監視下におくことを規定。居住・通

信·交

6

目的とした。

り又 行 て更に罪を犯すの危険を防止する為其の思想及行動を観察するものとす」。 保 猶 1 は 護 予 9 3 仮 観 0 言渡 出 察 6 獄 審 議 昭 あ を許され 会の決議に依り本人を保護観察に付することを得本人刑 りたる場合又は訴追を必要とせざる為公訴を提起せざる場合に於て 和36)年,「第一条 たる場合亦同じ」「第二条 治安維持法の罪を犯したる者に対し刑 保護観察に於ては本人を保護し 0 執行を終 0 執

#

子

成

は

心

配

L

怒

1)

カン

5

始

ま

0

た。

7 6 前 仲 ま 2 人 間 月 (0 کے K 2 決 検 作 作 0 計 成 起 日 す カン L L た。 飛 6 る ば 0 通 だ だ す 常 意 が カン 玉 会 5 気 そ 込 が n 4 不 始 12 で、 ま は 分 る 0 半 7 1 月 稚 週 わ 拙 B 間 カコ な ___ 0 0 \$ 力 干 た 月 冊 1 0 だ。 は 手 调 作 カン 間 9 カン 前 る Ci カン 作 5 間 成 取 12 L 1) た。 合 組 わ N だ。 な た VI لح 玉 本 判 来 開 断 な

カン L 2 月 2 5 日 0 講 演 が わ カコ 1) cg す カン 0 た کے 0 感 想 を VI た だ VI た 0 で、

0 V ジ X 展 開 を基 12 改 訂 版 を 作 成 L た。

そ

0

時

人 カン 6 始 D た 0 (増 刷 . 改 訂 版 \$ 人 0 P 5 な け n ば な 5 な VI が 心 西己 怒 1)

は 増 幅 7 持 続 7 VI る。

政

権

0

嘘

7

誤

魔

化

L

L

7

暴

走

は

続

11

7

11

る。

な

15

よ

1)

\$

許

せ

な

11

0

は

憲 知 る 法 安 限 第 倍 1) 9 で、 9 条 で 憲 法 総 を 理 守 大 臣 5 な を 始 VI そ 現 D 職 Ł 首 相 た は 全 世 公 務 界 12 員 見 は た 憲 法 لے 尊 to 重 聞 0 義 11 た 務 7 を 課 L to せ な 6 n 7 特 る 異

東 京 才 リン E ツ ク は 欧 米 0 玉 H 0 選 手 が 参 加 す る か 不 透 明 とい う。 欧

米

12

な

政

治

家

だ。

原 灯 発 台 事 故 0 暗 放 射 L 能 汚染 (る。 住 8 共 な 謀 11 罪 < 5 11 0 日 本 東 京 کے う 声 から あ 日 本 は

とこ

3

(

は

な

VI

安

倍

政

権

だ

番

B

لح

調 \$ 0 組 查 処 特 を Lo 2 罰 結 集 放 月 ツ 果 映 0 から ク 1 放 対 成 0) 5 象 映 た 功 日 賛 に 3 لح 12 0 成 11 な た n う話 D 共 1) た 謀 P カン から 必 ね 罪 は 要 が わ な 聞 核 カン 多 必 Vi 心 11 5 部 数 要 0 7 な を 分 VI 有 だ。 テ な 占 無 VI __ VI 8 口 0 一共 0 等 た 世 当然 割 が 論 謀罪 合 0 調 は の結果だ。 調 查 法 等 激 查 が 案 减 前 N はどんな法律 に Н するであ に 触 K 共謀 れ カン その後、 な 5 罪 ろう。 かっ 公表 か た。 に 3 4 月 0 n が た 何 12 VI 判 共 7 で れ t 謀 0 東 ば 罪 カコ 特 京 世 法 集 才 W 0 案 IJ

他 12 ま よ た、 さ そう 安 倍 な 政 権 人 が 支 持 11 な . VI 不 支 カン 5 持 0 調 L VI 杳 う 0 0 仕 が 方 あ \$ お 0 た。 カン VI to 0 لح 支 VI 持 11 理 人 由 は 12 た 異 < 質 3 な 項 N E VI る。

分 調 2 民 查 意 以 項 L が 目 を 極 だ 端 獲 か 得 12 5 反 映 政 策 た 先 12 0 支 0 < 持 衆 VI 議 不 小 選 支 院 選、 持 挙 で X 来 制 る (貫 L 選 有 挙 7 が 権 ほ 日 者 L 本 0 VI 自 0 民 命 党 運 支 を 分 持 け 3 る 割 勝 以 負 下 (0 選 議 挙 席 12 3

る。 市 民 7 野 党 共 闘 0 実 現 は 小 異 を捨 て大同 K つく 大 人 0 度 量 から 求 D 6 れ

7

な

る

新 版 『危険!共謀罪法案』

発行 日 初版 新版 第 2 4版 0 17 5月 年 1 1月 5 2 日 0 日、 第2版 2月13日、 第3版3月18日、

著者 • 発行者:共謀罪法案に反対する会(代表・小松豊)

価 格 無料 (郵 送代 16 4 円 が カン かります。 送冊時 に同封 0 郵 便振 込用

紙 にて お 願 VI L (ます。)

注 文連 札 幌 絡先 市 東 区 東苗 穂 7条3丁目7-16、 T·F 0 11 7 8 5 · 2622

. .

0

0

7

0

8

0

7

(代表宛)

* 乱 丁 . 落 丁 は お 取替 VI たし ま す。